

春日井市 緑の基本計画

～Life with Green～

2021年(令和3年)2月

春日井市

ごあいさつ



本市は、北東部に位置する弥勒山や道樹山などの山地、県内トップクラスの面積を有する都市公園などの緑にあふれ、四季折々の表情をみせる豊かな自然が大きな魅力の一つとなっています。

緑は、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など地球環境レベルで大切な役割を果たすとともに、美しい都市景観を創出し、さらには都市で生活する人々の心に安らぎや豊かさを与えるなどの多様な機能をもっており、魅力ある持続可能なまちづくりの実現において、その役割がより一層重要となっています。

こうした中、自然の恵みを感じ、快適でうるおいのあるまちづくりを総合的に進めていくため、今後の本市における緑地の保全、緑化の推進、都市公園の再整備等の指針となる春日井市緑の基本計画を策定しました。

本計画では、市民の皆様には本市の暮らしやすさを感じていただけるよう、緑が有する多様な機能を高め育てる「緑の質」の向上に取り組んでまいります。

緑を【まもる】【つくる】【かえる・たかめる】【つなぐ】の4つの視点から施策を展開し、子どもからお年寄りまでが、楽しくのびのびと毎日を過ごすことができる環境、すなわち多くの人々から選ばれるライフタウンの実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり御尽力を賜りました春日井市緑の審議会委員の皆様を始め、アンケートやパブリックコメントなど様々なかたちで御参加いただきました多くの市民の皆様及び関係各位に、心から御礼を申し上げます。

2021年（令和3年）2月

春日井市長 伊藤 太

目次

第1章 計画の概要	1
1-1 背景と目的	1
1-2 計画の特徴	2
1-3 計画の位置づけ	2
1-4 対象区域	2
1-5 目標年次（計画期間）	2
1-6 対象とする緑	3
1-7 緑の機能	3
第2章 緑の現況	4
2-1 春日井市の概況	4
2-2 緑地現況・緑化状況	8
2-3 主な緑地・緑化施策の状況	25
2-4 緑関連の政策と上位・関連計画等	31
2-5 市民意向	43
第3章 緑の分析・評価と緑のまちづくりの課題	48
3-1 5つの機能に対する緑の分析・評価の視点	48
3-2 5つの機能別緑の分析・評価	49
3-3 緑のまちづくりの課題	55
第4章 緑のまちづくり 基本的な考え方	59
4-1 基本理念	59
4-2 緑のまちづくり 将来像	60
4-3 基本方針と目標	64
第5章 緑のまちづくり 基本施策	67
5-1 基本施策	67
5-2 基本方針に基づく基本施策	68
第6章 緑のまちづくりプロジェクト	78
6-1 弘前方式による満開の桜づくり	79
6-2 身近な都市公園の整備	83
6-3 住宅等の敷地内緑化の促進	85
6-4 多様な市民ニーズに応える特色ある公園づくり	87
6-5 魅力ある街路樹と公園樹木づくり	89
6-6 緑のまちづくりへの市民参画と担い手の育成・支援	100
第7章 緑のまちづくりの推進体制	103
7-1 緑のまちづくりにおける連携・協働体制	103
7-2 計画の進行管理	104
付属資料	105
1 語句説明	105
2 審議会の開催概要	117
3 市民意見公募（パブリックコメント）	119
4 市民意向調査結果	120

第1章 計画の概要

1-1 背景と目的

都市における緑は、人と自然が共生する都市環境、彩りある都市景観の形成に必要不可欠なものです。

本市では、急速な都市化や開発によって失われつつある緑を取り戻し、美しい緑豊かなまちづくりを目指すために、1967年（昭和42年）に「緑化都市宣言」を行い、大切な緑を市民とともに守り、緑あふれる快適な生活環境づくりに取り組んできました。

2003年度（平成15年度）には「春日井市緑の基本計画」を策定し、緑の保全と整備や緑化の推進を図ってきましたが、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、市民のライフスタイルの多様化、都市緑地法の一部改正など、本市の緑を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また、本市は、人口減少の抑制と転入者の増加促進のため、住みよく選ばれるまちとして、シティプロモーションを行っています。交通環境や住環境の良さ、洗練された都市空間と豊かな自然が調和した「まちと自然が、ちょうどいい」春日井市として、さらには、「子はかすがい、子育ては春日井」宣言により、子育て施策の一層の充実を図り、子育て世代を始めとする全ての世代の「暮らしやすさ」の向上につなげています。

こうした背景を踏まえ、本市のまちづくりの道しるべとなる「第六次春日井市総合計画」や「春日井市都市計画マスタープラン」、緑づくりの上位計画である「愛知県広域緑地計画」との整合を図りながら、本市の緑の将来像を改めて見直し、その実現に向けた緑のまちづくりの取組みを一層推進するための基本計画を策定することとしました。



市の木 けやき

大空に向かって伸びる「けやき」の生きる力とたくましさ、将来に向かって成長する「春日井市」の無限の可能性を象徴しています。

市の花 さくら

市章の外わくにも用いられている「さくら」は、平和な桜花で春日井の「春」を表しています。



1-2 計画の特徴

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づき策定するもので、公園・緑地の整備にとどまらず、街路樹や学校等の公共施設の緑化、樹林地や農地を含む民有地の緑地保全及び緑化の推進、さらには緑のまちづくりに関する市民や事業者の取り組みまでを含めた、緑に関する総合的な計画です。

策定する計画の施策展開や積極的な周知により、緑の保全・創出に必要な市民、事業者、行政の協働・連携を図ります。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、市民憲章や緑化都市宣言等の本市の緑のまちづくりに関する基本的な姿勢を踏まえ、「第六次春日井市総合計画」や「春日井市都市計画マスタープラン」、「愛知県広域緑地計画」等との整合を図ります。

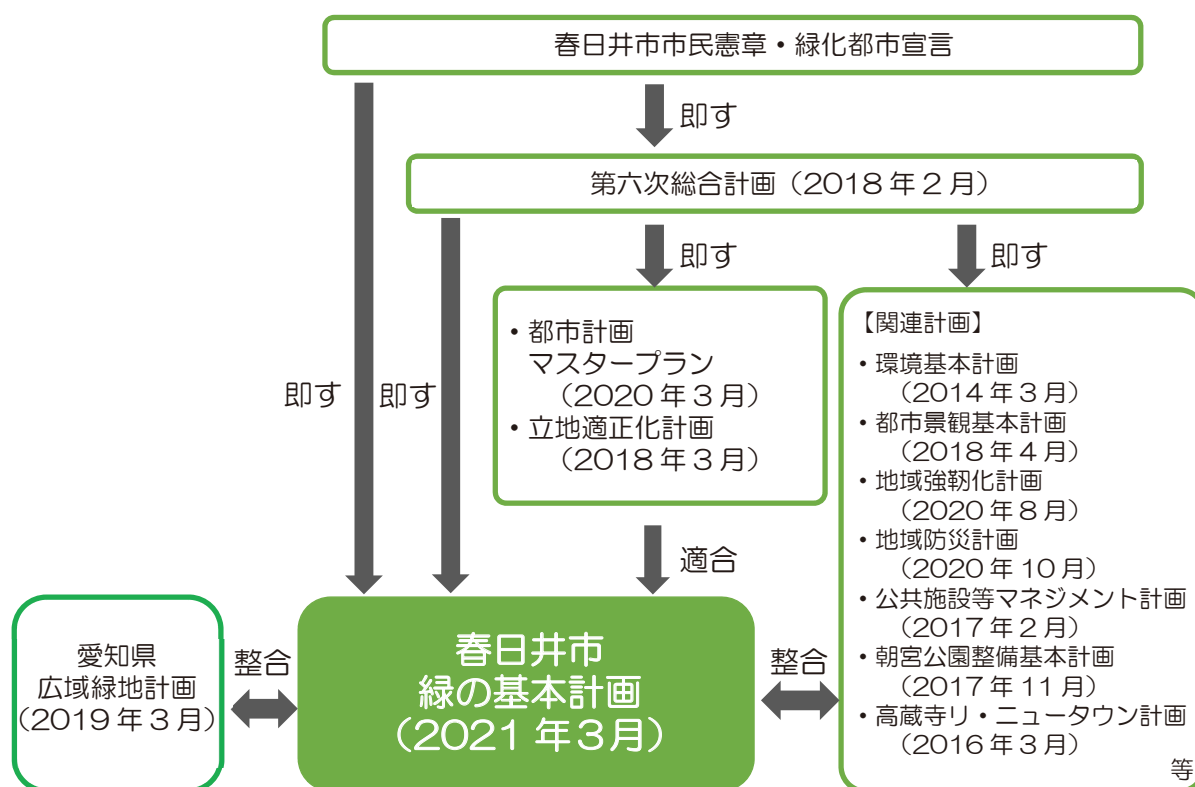


図 1-1 上位・関連計画等との関係

1-4 対象区域

本計画の対象区域は春日井市全域（9,278ha）とします。

1-5 目標年次（計画期間）

本計画は、長期的な視点で緑のまちづくりに関して目指すべき将来像を示すとともに、段階的に将来像を実現するため、計画期間を2021年（令和3年）4月から2031年（令和13年）3月までとして施策体系をとりまとめます。

1-6 対象とする緑

本計画で対象とする緑は、公有地、民有地を問わず、すべての「木・草・花等の植物」や「樹林地、農地、草地等の緑が覆っている土地」、「水面・水辺、街路樹、公園・緑地や広場等の植物と一体となった空間」、「公共施設や民間施設の緑地及び施設の緑化」とします。

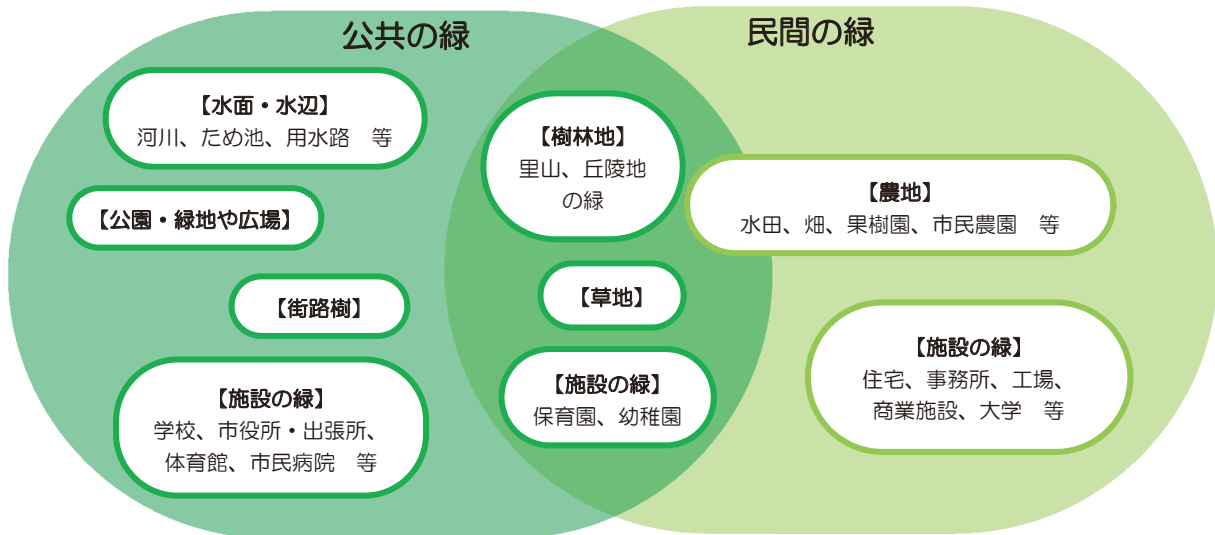


図 1-2 対象とする緑

1-7 緑の機能

都市の緑には「環境保全」「レクリエーション」「防災・減災」「景観」「経済・活力の創出」の機能があります。



環境保全機能

希少動植物を含む生物の生息・生育空間の確保（生物多様性）、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和、騒音の緩和等環境を保全します。



レクリエーション機能

自然とのふれあいの場、リフレッシュ・レクリエーション・スポーツの場、子どもの遊び場となります。



防災・減災機能

震災時の避難路や避難場所となり、延焼防止、雨水浸透による水害の未然防止など、防災・減災の効果を発揮します。



景観機能

田園風景など、地域特有の景観を形成し、季節を感じる都市の良好な景観を演出します。



経済・活力の創出機能

市民協働による緑化活動や公園・街路樹の維持管理に係る民間活力の活用により、市民団体・コミュニティ等の活動拠点となり、経済・活力を産む場となります。

第2章 緑の現況

2-1 春日井市の概況

本市は濃尾平野の北東部、名古屋市の北東に位置しており、市域は東西 15.7km、南北 13.7km、面積は 92.78km²です。

利便性の高い交通網と快適な都市基盤を備えるほか、豊かな自然に恵まれたまちでもあります。

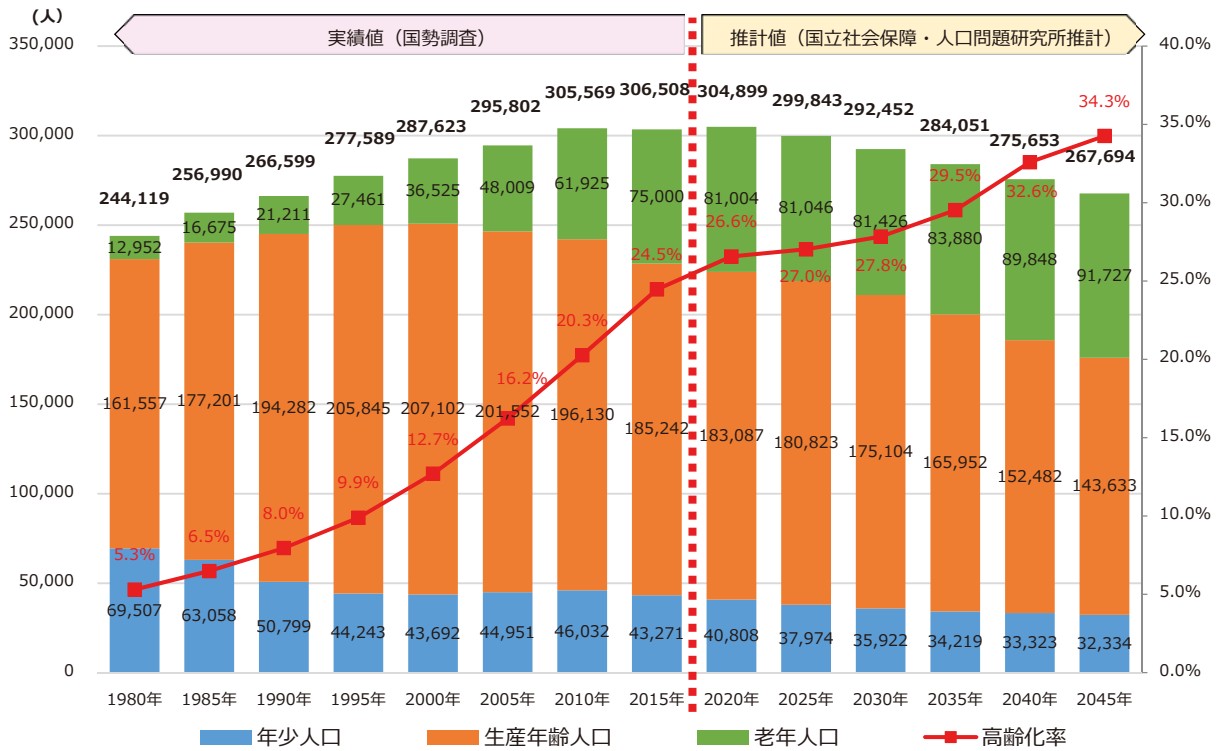


図2-1 位置図

表2-1 市の概況

項目	概要
地形	<ul style="list-style-type: none"> 東高西低の地盤傾斜で、濃尾平野と尾張丘陵に接する。 北東部には弥勒山・道樹山等の山地が連なり多治見盆地との分水嶺。その西側に広がる丘陵地域は、内津川等の河川により浸食され谷地形を形成し、市域の大部分は段丘地形が発達。
人口	<ul style="list-style-type: none"> 人口は増加が続いており、2015年（平成27年）には306,508人（国勢調査人口）。 高齢化が進行し、2015年の高齢化率は24.5%。 今後は、緩やかに人口が減少するとともに、高齢化が進行すると予測。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 市全域（9,278ha）が都市計画区域で、うち4,709haが市街化区域。 市街化区域内の土地利用状況は、住宅用地が最も多い（31%）。
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> 東名高速道路、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道、一般国道19号や155号等の幹線道路網やJR中央本線、名鉄小牧線、TKJ（東海交通事業）城北線、愛知環状鉄道の鉄道網を有し、県営名古屋空港が隣接する等利便性の高い広域交通網。 市内の都市計画道路の整備率は約80%（計画77路線 約191kmのうち整備済み69路線 約152km）。 熊野桜佐地区、西部第一地区、西部第二地区の3つの土地区画整理事業で計17か所の公園を整備予定。
市街地の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域の77%が土地区画整理事業により整備。 土地区画整理事業は、50地区（3,437.6ha）が施行済。 3地区（178.9ha）が施行中。 住宅系の開発許可は、市街化区域では点在、市街化調整区域では西部の市街化区域隣接地のまとまった開発をはじめ住宅地の周辺等に点在。 工業系の開発許可は、西部の一般国道155号沿道、春日井IC北側、北部の一般国道19号沿道及び白山線周辺の市街化調整区域において比較的大規模な開発がみられる。 地区計画は12地区（約172.1ha）で計画決定。

項目	概要
環境 ・自然	<ul style="list-style-type: none"> 気候は、太平洋に面した東海式気候区に属しており、比較的温暖で年間を通じて快晴の日が多く、動植物の生育に適している。 良好な水環境（庄内川水系と新川水系の約50河川）。 良好な大気環境（環境基本計画に基づく評価項目を達成）。
防災	<ul style="list-style-type: none"> 2011年（平成23年）9月に発生した台風15号による大雨により、八田川が越水。市域の広範囲で浸水被害が発生。 「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定。 指定避難所41施設、福祉避難所16施設を指定。広域避難場所（都市公園やグラウンド）8か所、緊急避難場所72か所を指定。 愛知県地域防災計画で、白山運動広場と牛山運動広場を地区防災活動拠点に位置づけ。
歴史 ・文化	<ul style="list-style-type: none"> 旧石器時代から近世まで200か所を超える遺跡や文化財が点在。味美二子山古墳は90mを超える大きな古墳で国の史跡に指定。 自然の岩を巧みに利用し、四季折々の美しさが楽しめる内々神社の庭園（県指定文化財）。 県道内津勝川線に沿った下街道は、江戸時代には多くの人が行き交った、名古屋と中山道を結ぶ道。 落合公園は、1977年（昭和52年）より、かんがい用ため池である落合池の桜をはじめとする樹木や池の景観を活かした、春日井市を代表する公園として整備され、1989年（平成元年）に「日本の都市公園100選」に選定。約90種約1,000本の桜の名所。
レクリエーション ・観光	<ul style="list-style-type: none"> 市民が日常的なレクリエーション活動を行う場として、都市公園や児童遊園・ちびっこ広場が市内499か所整備済。 ふれあい緑道をはじめ、尾張広域緑道や水辺公園、内津川緑地等が、ウォーキングなど、身近な市民の憩いの場。 二子山公園、朝宮公園、落合公園、潮見坂平和公園と、八田川・生地川及びその沿線のふれあい緑道が緑のネットワークを形成。 尾張広域緑道は、木曾川と庄内川を結ぶ約20kmの広域的な緑のネットワークを形成。 市内の桜の見どころ、賑わいスポットは、二子山公園、落合公園、潮見坂平和公園、都市緑化植物園（グリーンピア春日井）、伊多波刀神社や出川町の内津川堤防、新繁田川、地藏川の沿道、尾張広域緑道・ふれあい緑道の一部区間等。 市東部の丘陵地に位置する野外教育センターは、少年自然の家と都市緑化植物園（グリーンピア春日井）からなり、隣接する細野キャンプ場とともに、市民の自然体験活動や環境教育の拠点。 農業体験や収穫体験を通して、楽しく農業に興味をもってもらう施設として、ふれあい農業公園（あい農パーク春日井）を2019年（令和元年）11月に開園。 運動公園である朝宮公園内には、現在、野球場やテニスコートが整備されており、遊びや運動の場として利用されている。スポーツや健康づくりの場としての機能をより一層充実させるため、陸上競技場等のスポーツ施設を再整備中。 総合公園である落合公園では、官民連携による新たな魅力創出を図っている。 本市は、「書のまち」、「サボテンのまち」、「剣道のまち」としてシティプロモーションを展開。



注：総人口には年齢不詳が含まれるため、各年齢区分の合計は総人口と一致しない場合がある。
 出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年3月推計）」

図2-2 年齢3区分別人口

第1章

第2章

第3章

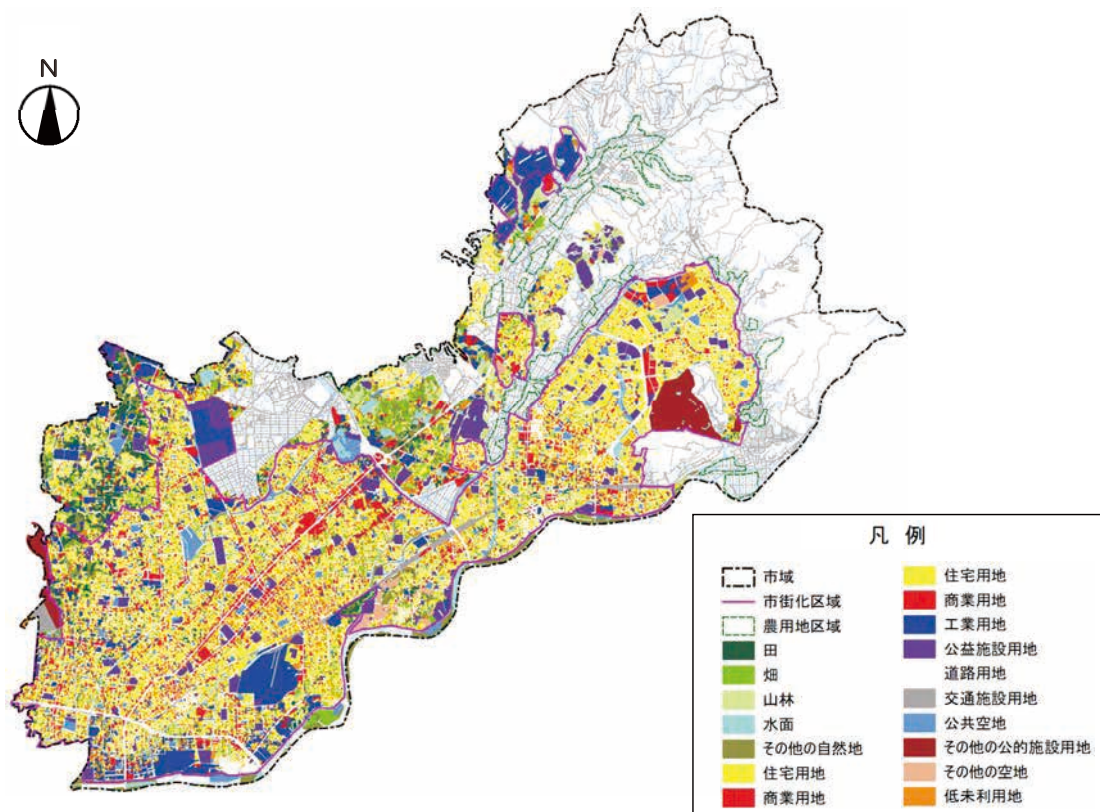
第4章

第5章

第6章

第7章

付属資料



出典：2018年度 都市計画基礎調査

図2-3 土地利用現況



図2-4 航空写真 (2014年)

2-2 緑地現況・緑化状況

2-2-1 緑の概況

緑被面積は、2002年（平成14年）から2014年（平成26年）にかけて、市全域では約3,900ha、市街化区域では約900haを維持しており、緑被率も市全域では約42%、市街化区域では約20%を維持しています。

緑被種別の内訳をみると、樹林地は、市全域では2002年から2014年にかけて約79ha増加、市街化区域では、約59ha増加しています。これは、東部の丘陵地における樹木の回復や市街地における樹木の生長による緑被面積の拡大によるものと考えられます。

農地（水田・畑）について、市全域の推移をみると2002年（約720ha）から2014年（約611ha）にかけて約109ha減少、市街化区域では、2002年（約214ha）から2014年（約170ha）にかけて44ha減少しています。

市街化区域内の水田の減少は土地区画整理事業の進展、市街化区域内の畑やその他農地の減少は住宅や商業施設、物流施設等の民間開発等によるものと推測されます。

街路樹については、市全域で2002年から2014年にかけて約17ha増加し、このうち、市街化区域では約12ha増加しています。

緑被率：緑の量を表す指標の一つ。一定の地域での緑の面積割合
 （計測範囲の緑として認められた面積/計測範囲の面積×100%）
 対象とした緑：樹林地、竹林、街路樹、芝地、草地、水田、畑、果樹園、その他農地
 ※その他農地：桑畑・茶畑・苗木畑・温室栽培等（地図上の上記以外の耕地）

表2-2 市内の緑の現況量

線引き区分	2002年			2008年			2014年			
	市街化区域 (ha)	市街化 調整区域 (ha)	市全域 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化 調整区域 (ha)	市全域 (ha)	市街化区域 (ha)	市街化 調整区域 (ha)	市全域 (ha)	
緑被種別	樹林地	369.3	1,779.0	2,148.3	395.9	1,783.4	2,179.3	428.1	1,798.8	2,226.9
	竹林	4.4	54.2	58.6	3.4	58.9	62.3	3.0	53.5	56.5
	街路樹	18.2	0.9	19.1	38.0	7.2	45.3	29.7	6.1	35.9
	芝地	88.0	196.3	284.3	98.1	195.2	293.3	109.9	178.2	288.1
	草地	166.8	372.0	538.8	165.6	395.6	561.2	188.9	388.3	577.2
	水田	79.6	371.1	450.7	57.3	312.4	369.7	51.8	280.5	332.3
	畑	134.0	135.1	269.0	123.4	164.0	287.3	117.8	160.5	278.3
	果樹園	26.3	84.0	110.3	21.7	80.8	102.5	19.6	79.0	98.6
	その他農地	7.2	2.4	9.7	2.2	3.5	5.7	1.0	1.3	2.2
緑被総計	893.7	2,995.1	3,888.8	905.6	3,001.0	3,906.6	949.7	2,946.3	3,896.0	
区域面積	4,569.0	4,702.0	9,271.0	4,679.0	4,592.0	9,271.0	4,709.0	4,569.0	9,278.0	
緑被率	19.6%	63.7%	41.9%	19.4%	65.4%	42.1%	20.2%	64.5%	42.0%	

注：区域面積の数値は、計測の基礎となる国土地理院の地図が電子国土基本図に変更されたことに伴い、2014年に修正されました。

注：区域面積出典：春日井市統計書（2002年:2002年12月27日時点、2008年:2007年9月4日時点、2014年:2015年4月10日時点）

出典：緑の現況調査を基に作成

第1章

第2章

第3章

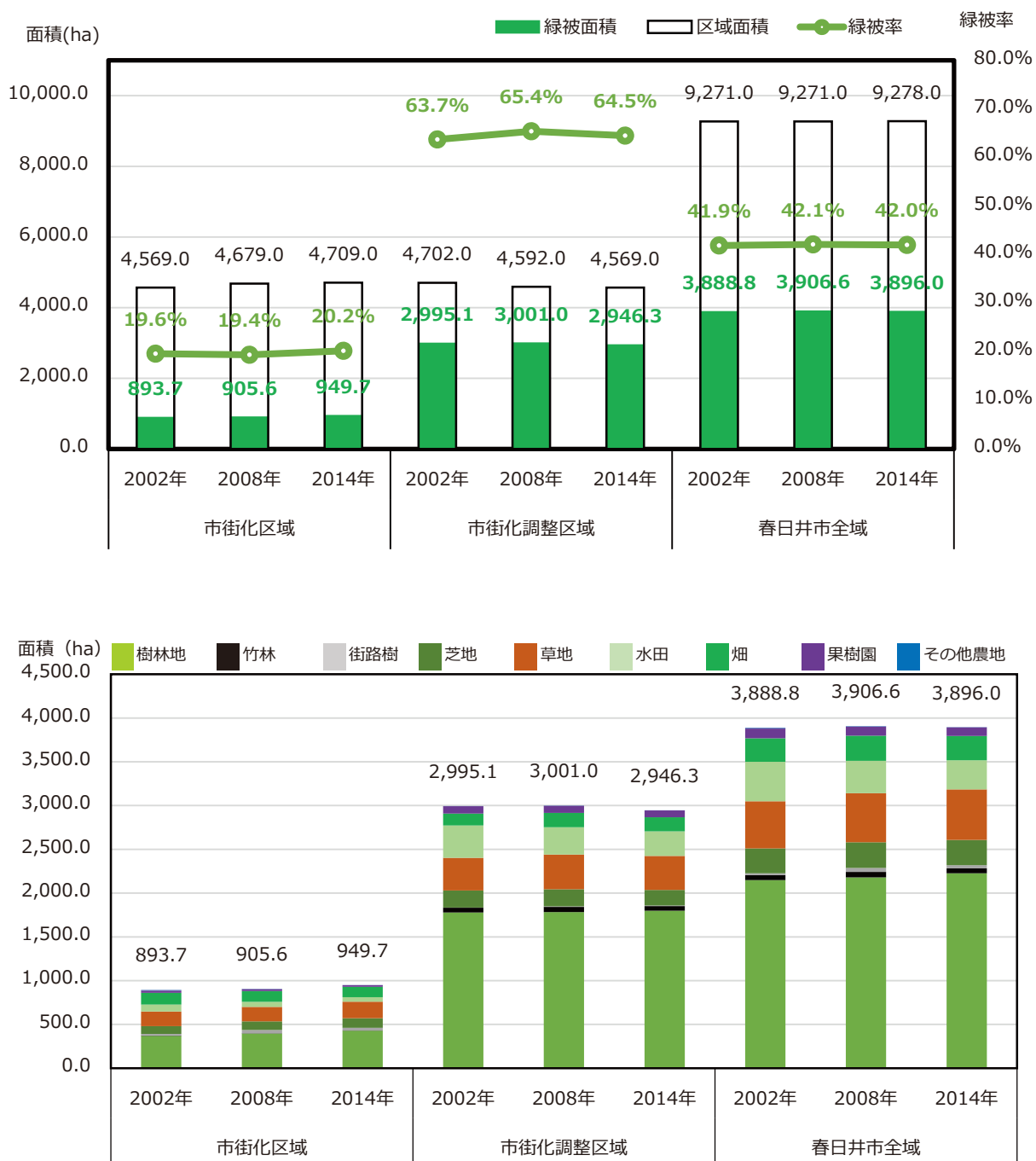
第4章

第5章

第6章

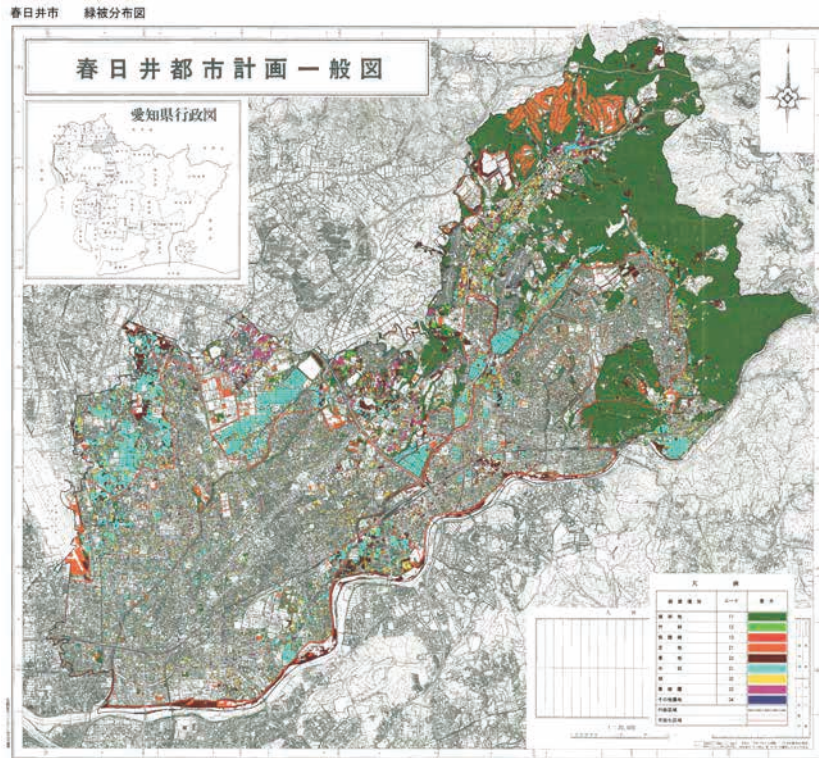
第7章

付属資料



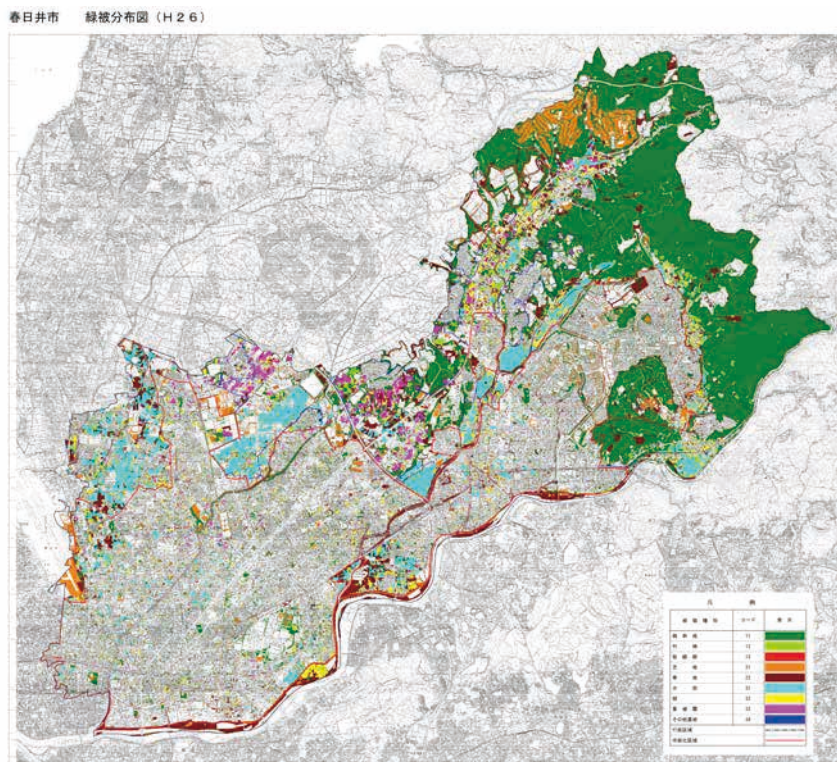
出典：緑の現況調査を基に作成

図2-5 市内の緑の現況量の推移



出典：緑の現況調査

図2-6 緑の現況図（2002年時点）



出典：緑の現況調査

図2-7 緑の現況図（2014年時点）

第1章

第2章

第3章

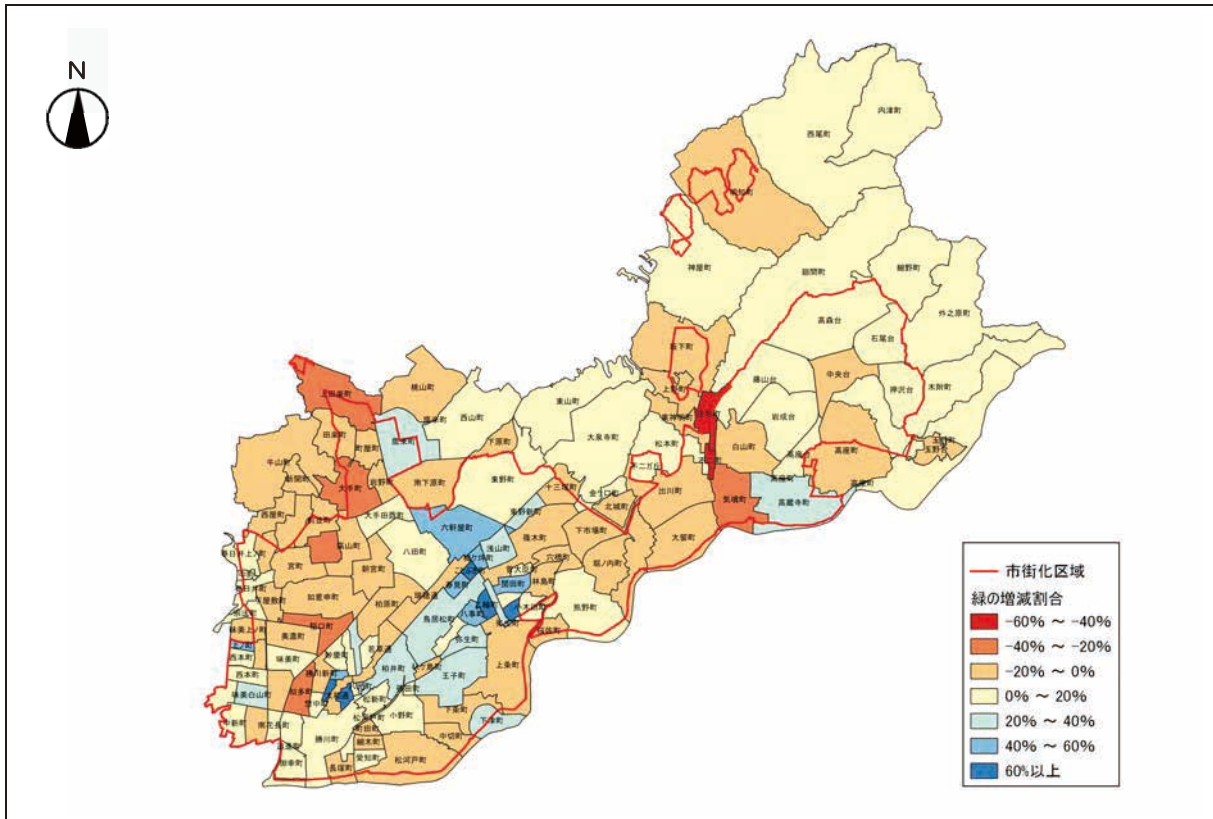
第4章

第5章

第6章

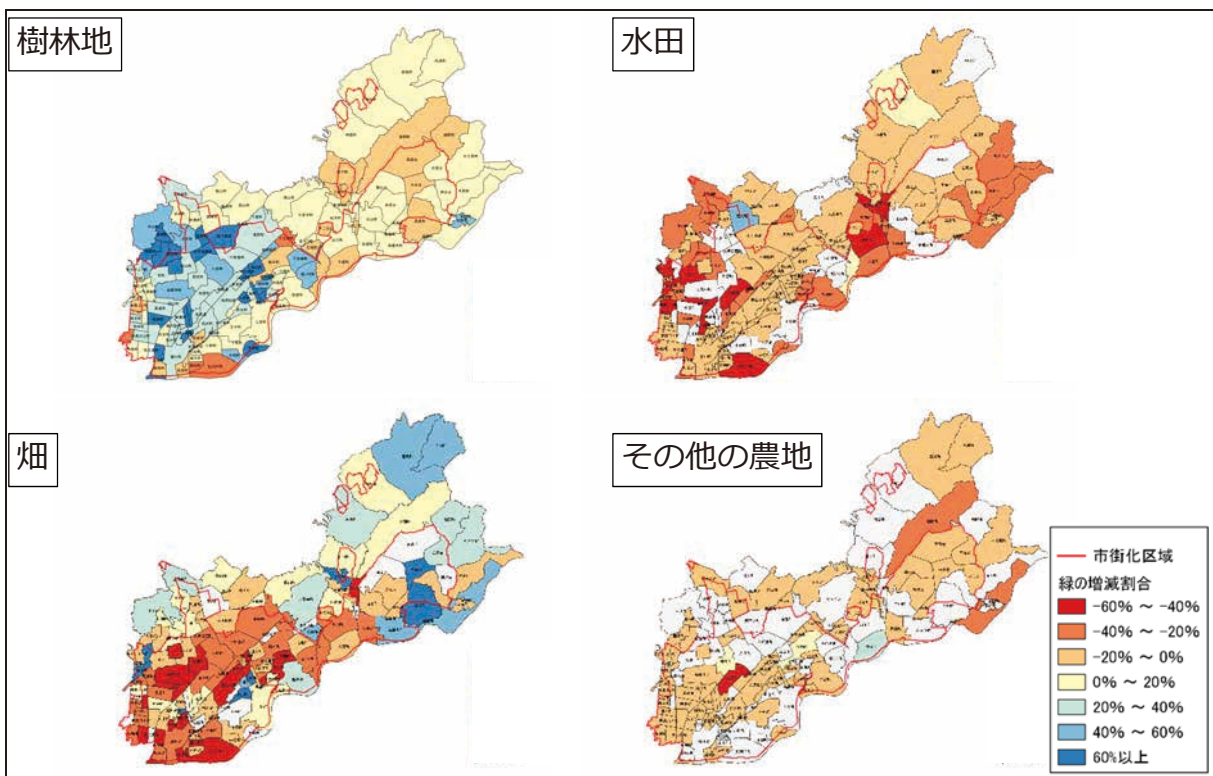
第7章

付属資料



出典：緑の現況調査を基に作成

図 2-8 緑の緑被増減率分布図(町単位)(2002年～2014年)



出典：緑の現況調査を基に作成

図 2-9 緑の緑被増減率分布図(町単位・緑被種別)(2002年～2014年)

2-2-2 緑地・緑化現況

(1) 緑地現況量

本市の緑地面積は 2,527.3ha で、市全域の約 3 割に相当します。また、緑地面積の約 8 割にあたる 2,141.5ha が法令等で保全が図られる地域制緑地となっています。

地域制緑地の内訳では、森林法により保全される地域森林計画対象民有林区域が、最も多い面積を占めています。

都市公園については、都市計画により計画的に整備された都市計画公園の面積が約 9 割を占めます。都市公園のうち、供用された面積の内訳をみると、特殊公園、街区公園、都市緑地で約 6 割を占めています。

本市の一人当たり都市公園面積は 11.4 m²であり、都市公園法において位置づけられている一人当たり都市公園面積の標準 10 m²以上や全国平均値の 10.6 m²/人を上回り、県内でも上位の値です。

表 2-3 法令等により整備された市内の緑地の状況(2020年3月31日現在)

緑地種別		整備量				
		か所	面積 (ha)	面積割合		
緑地	施設緑地①	都市公園	街区公園	210	61.6 (61.3)	17.3% (14.3%)
			近隣公園	22	33.2 (32.8)	9.3% (7.6%)
			地区公園	4	20.1 (20.1)	5.6% (4.7%)
			総合公園	1	24.6 (24.0)	6.9% (5.6%)
			運動公園	1	12.5 (13.8)	3.5% (3.2%)
			特殊公園	4	68.2 (115.3)	19.1% (26.8%)
			緑道	6	49.4 (54.9)	13.9% (12.8%)
			都市緑地	38	86.8 (107.6)	24.4% (25.0%)
			小計	286	356.4 (429.8)	100.0% (100.0%)
			都市公園以外	公共施設緑地	児童遊園	107
	ちびっ子広場	106			6.1	—
	その他	14			14.9	—
	小計	227			29.7	—
	民間施設緑地	—		—	—	
	小計	227	29.6	—		
	合計	513	385.8	—		
	地域制緑地	法によるもの	特別緑地保全地区②	1	9.0 (9.7)	—
			生産緑地地区②	278	29.2 (58.6)	—
			自然公園(愛知高原国定公園)③	1	955.0	—
			農業振興地域の農用地④	—	799.0	—
河川区域③			—	229.0	—	
保安林区域③			—	571.0	—	
地域森林計画対象民有林⑤			—	1,543.8	—	
小計(重複含む)			—	4,136.0	—	
地域制緑地重複部分			—	2,155.7	—	
小計(重複除く)			—	1,980.3	—	
協定によるもの		緑地協定(タウン石尾台)⑥	1	0.3	—	
	緑化協定⑥(2020年6月末現在)	307	160.9	—		
小計	308	161.2	—			
合計	—	2,141.5	—			
総計	—	2,527.3	—			
人口	311	千人	—			
市域面積	9,278	ha	—			
緑地率	27.2	%	—			
住民1人あたりの都市公園面積	11.4	m ² /人	—			

①：出典：公園緑地課「都市公園・児童遊園・ちびっ子広場一覧表 2020年度」
 ②：出典：春日井市都市計画の概要(2020年4月)
 注 ①、②の()内は計画値
 ③：出典：2019年版「土地に関する統計年報(愛知県)」
 ④：出典：春日井市農業振興地域整備計画書(2020年5月)2017年時点(基準値)
 ⑤：出典：2020年 尾張西三河地域森林計画書
 ⑥：出典：春日井市公園緑地課資料

(2)施設緑地の状況

本市の都市公園・緑地は286か所が供用済みですが、朝宮公園、ふれあい緑道等で一部未供用の区域があります。

また、市街化区域内の都市公園・緑地の配置率は、2019年度において約78.7%となっており、市街化区域の縁辺部には未整備エリアがみられます。

本市の市街地では、計画的な公園・緑地の整備が進んでおり、市民の暮らしを彩り、都市に季節感をもたらす身近な緑として重要な役割を果たしています。

現在、緑道・都市緑地を除いた都市公園242か所のうち、供用開始後40年以上経過する公園は106施設と全体の約44%を占めており、施設の老朽化の進行が見受けられます。

都市公園・緑地の配置率：工業専用地域を除いた市街化区域における都市公園・緑地の誘致圏域の割合

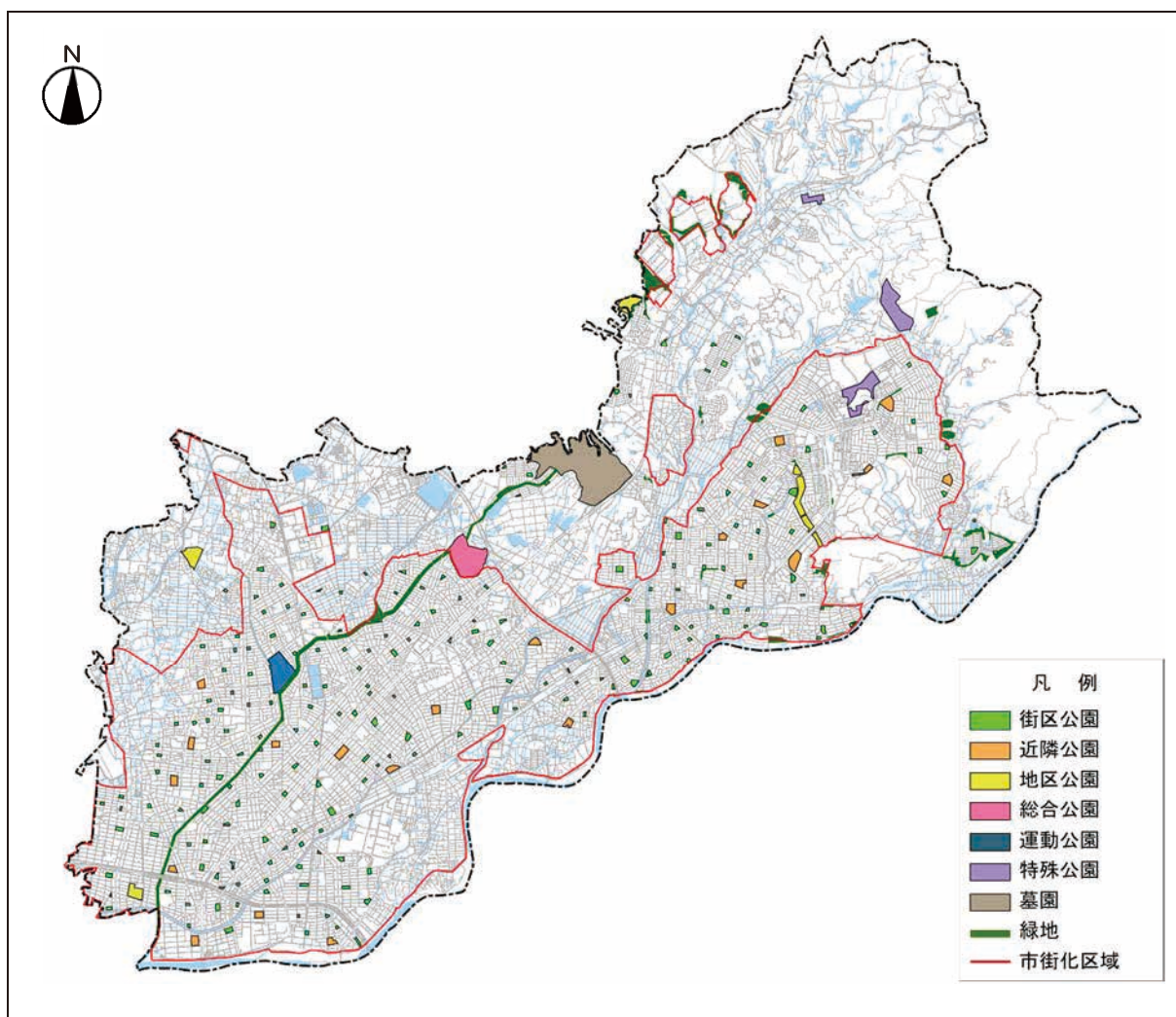


図2-10 都市公園の位置図

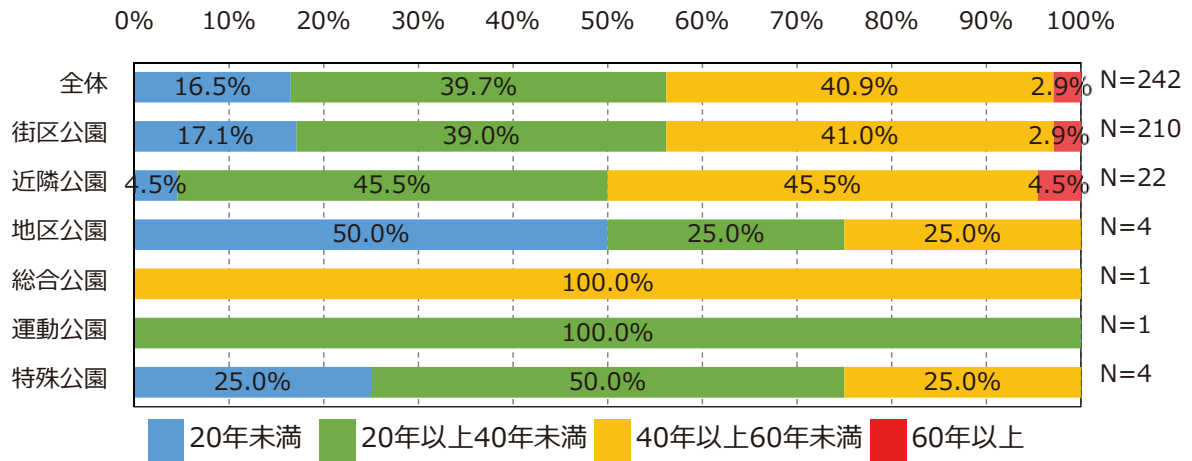


図2-11 公園種別ごとの開設後経過年数

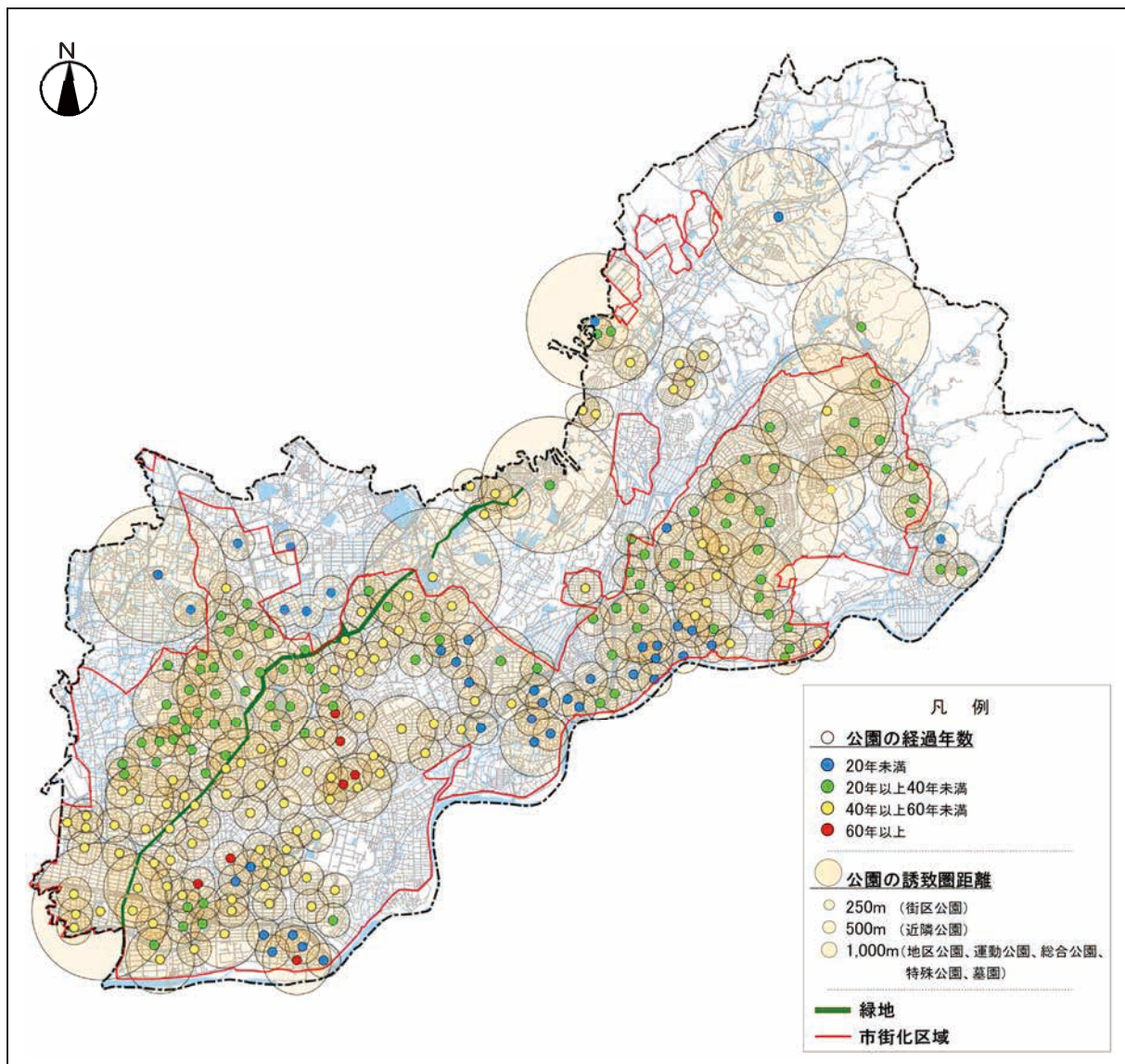


図2-12 都市公園の開設後経過年数と誘致圏

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

付属資料

(3)地域制緑地の状況（2020年(令和2年)3月31日現在）

地域制緑地には、法によるものと協定によるものがあります。

法によるものとして、特別緑地保全地区が1か所（9.0ha）、生産緑地地区が278か所（29.2ha）指定されています。

また、河川区域として229.0haが指定、農業振興地域の農用地として799.0haが指定されています。さらに、自然公園として県内の国定公園で最も大きい愛知高原国定公園の一部が955.0ha、尾張西三河地域森林計画の対象民有林が1,543.8ha、保安林区域として571ha指定されています。

協定によるものとして、緑地協定を1件（0.3ha）、緑化協定307件（160.0ha）を締結しています。

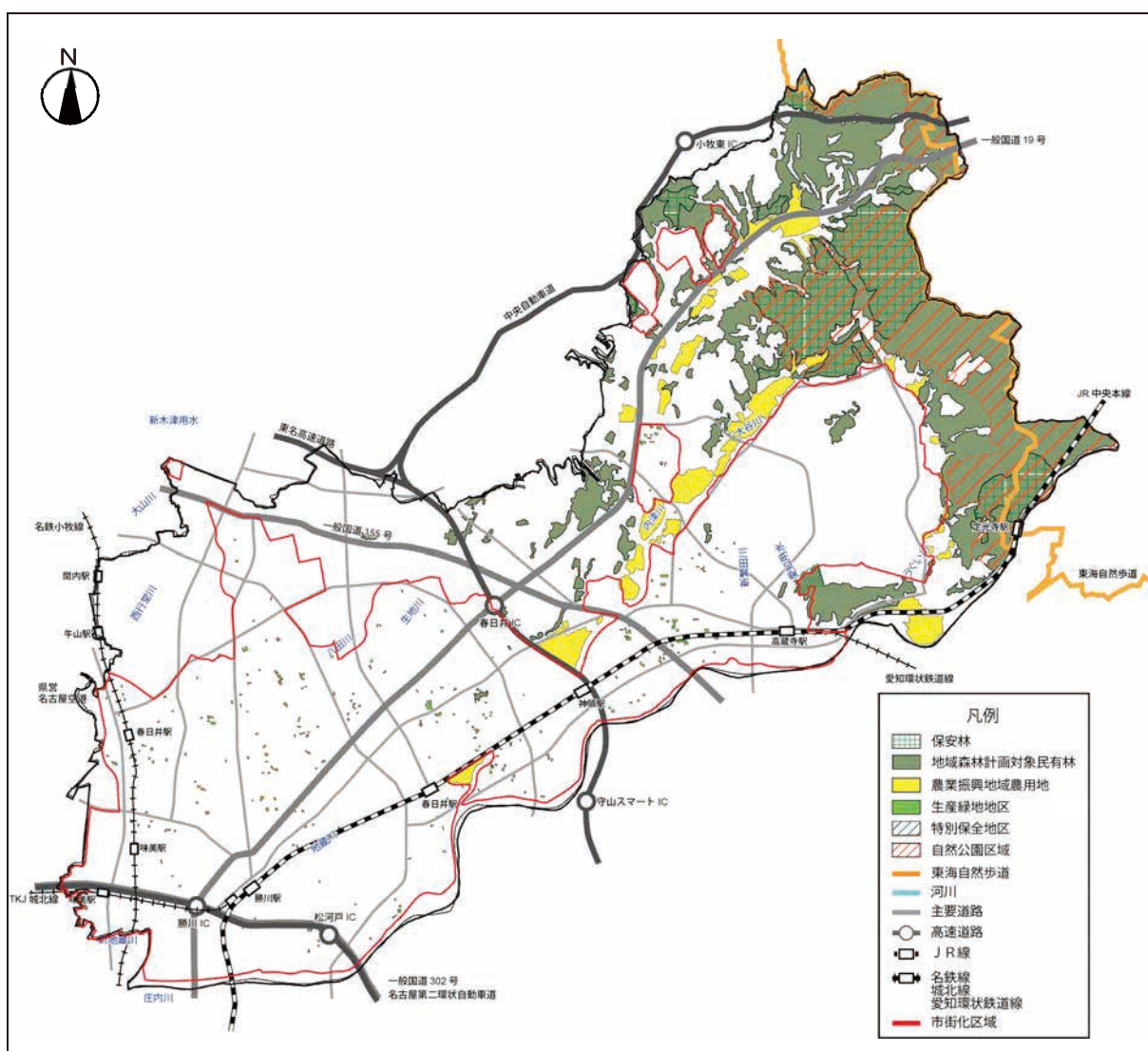


図2-13 主な地域制緑地分布図

(4)街路樹の状況

2020年4月1日時点の市が管理する街路樹の整備状況は、212路線に18,433本の街路樹があり、85種の樹種のうち、51種(60%)が落葉樹で全て高木です。

樹種別でみると、ケヤキ(2,672本)が最も多く、次いで、ナンキンハゼ(1,930本)、トウカエデ(1,834本)の3種で全体の約35%を占めます。

街路樹の中には、巨木化による根の浮き上がりが生じ、歩道の路面が損傷している箇所や、枝葉の繁茂による信号機の視認性不良が生じている箇所も見受けられます。



図2-14 街路樹による路面の損傷例

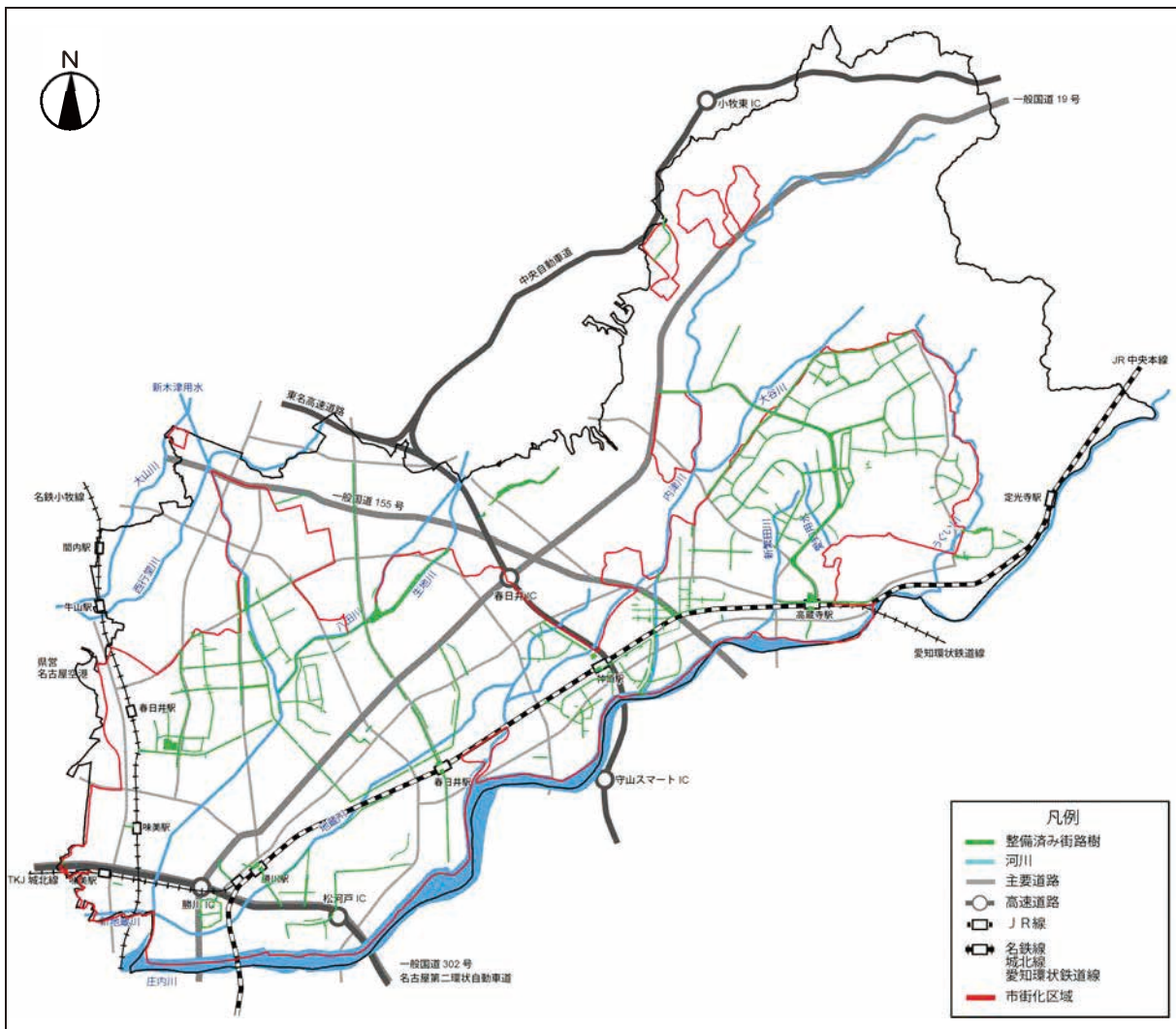


図2-15 市が管理する街路樹の配置図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

付属資料

表2-4 市が管理する主な街路樹の樹種と本数

樹種	花	実	葉	本数(本)	割合(%)
ケヤキ			○	2,672	14.5
ナンキンハゼ		○	○	1,930	10.5
トウカエデ			○	1,834	9.9
クスノキ			○	1,397	7.6
イチョウ		○	○	1,329	7.2
ソメイヨシノ			○	1,322	7.2
ハナミズキ	○	○	○	1,133	6.1
マテバシイ			○	941	5.1
アメリカフウ			○	921	5.0
ブラタナス			○	775	4.2

出典：改訂版 緑化樹木ガイドブック

表2-5 路線毎の街路樹の本数

路線名	主な樹種	本数(本)
ふれあい緑道その1(三ツ又広場部)	ソメイヨシノ	178
ふれあい緑道その1(東野池橋~三ツ又橋)	ケヤキ	993
ふれあい緑道その1(三ツ又橋~六軒屋橋)	ソメイヨシノ	182
ふれあい緑道その1(六軒屋橋~巡見橋)	ケヤキ	290
ふれあい緑道その1(巡見橋~新興橋)	ソメイヨシノ	116
ふれあい緑道その1(新興橋~西八田橋)	ソメイヨシノ	172
ふれあい緑道その1(西八田橋~大光寺橋)	ソメイヨシノ	242
ふれあい緑道その1(大光寺橋~終点)	ソメイヨシノ	164
ふれあい緑道その2(桃花園地内~中池)	ケヤキ	979
ふれあい緑道その2(落合公園~東野池橋)	ソメイヨシノ	316
都市計画道路白山線	クスノキ	966
都市計画道路白山線その3 (市道137号線)(保健センター前三角地)	ケヤキ	61
都市計画道路廻間線(市道138号線)	トウカエデ	853
都市計画道路朝宮線(市道112号線)	トウカエデ	399
都市計画道路朝宮公園線(市道115号線)	アメリカフウ	176
都市計画道路朝宮公園線 (市道115号線中央部)ケローナ通り	クスノキ	127
都市計画道路桃花台・春日井線(市道129号線)	ナンキンハゼ	358
都市計画道路桃花台・高蔵寺線(市道148号線)	イチョウ	153
都市計画道路犬山・春日井線(市道104号線)	イチョウ	209
都市計画道路出川線(市道161号線)	イチョウ	177
都市計画道路出川中部1号歩線(その1) ・大留地内(市道5591号線)	アラカシ	191
都市計画道路出川中部1号歩線(その1) ・大留地内(市道6887号線)	ヤマモモ	36
都市計画道路出川中部1号歩線(その2)(市道5806号線)	クヌギ	318
都市計画道路下原線(市道130号線)	ブラタナス	303
都市計画道路下条線(市道125号線)	トウカエデ	193
都市計画道路下市場線(市道166号線)	ナンキンハゼ	118
都市計画道路下屋敷線(市道105号線)	ハルニレ	55
都市計画道路下八田線(市道114号線)	ハナミズキ	54
都市計画道路高山線(市道110号線)	タイワンフウ	142
都市計画道路西高山線(市道106号線)	ハナミズキ	286
都市計画道路如意申線(市道118号線)	ナンキンハゼ	266
都市計画道路高座線(市道149号線)	イチョウ	244
都市計画道路八光線(市道107号線)	アメリカフウ	135
都市計画道路上条線(市道127号線)	ハナミズキ	135
都市計画道路小針線(市道159号線)	アオギリ	135

路線名	主な樹種	本数(本)
都市計画道路大手田西線(市道108号線)	ハナミズキ	123
都市計画道路勝川2号線(市道2617号線)	アメリカフウ	56
都市計画道路勝川3号線(市道157号線)	アメリカフウ	120
都市計画道路勝川公園線(市道2616号線)	アメリカフウ	43
都市計画道路道風線(市道126号線)	マテバシイ	117
都市計画道路上八田線(市道111号線)	ハナミズキ	112
都市計画道路鷹来線(市道224号線)	トウカエデ	109
都市計画道路鷹来線(市道2716号線)	トウカエデ	23
都市計画道路堀ノ内線(市道169号線)	ハナミズキ	106
都市計画道路気噴線(市道147号線)	ナンキンハゼ	74
都市計画道路篠田線(市道123号線)	マテバシイ	53
都市計画道路熊野線(市道170号線)	ハナミズキ	50
都市計画道路松新線(市道124号線)	アメリカフウ	49
都市計画道路前並線(市道116号線)	ハナミズキ	23
都市計画道路岩野線 (市道109号線、大手小西～尾張広域緑道)	サルスベリ	21
都市計画道路足振線(市道165号線)	マテバシイ	14
都市計画道路宮町線(市道117号線)	トウカエデ	6
都市計画道路味美線(市道120号線)	ハナミズキ	6
市道128号線(市役所西)	ソメイヨシノ	43
市道139号線(円福寺～高森台中北)	ナンキンハゼ	723
市道140号線(円福寺東馬蹄形)	プラタナス	506
市道141号線(水辺公園～サンマルシェ南東)	クスノキ	184
市道142号線(高蔵寺高校東)	イチョウ	169
市道144号線(高森台中東)	ケヤキ	255
市道145号線	プラタナス	393
市道146号線(押沢台小南・東西南北線)	ナンキンハゼ	403
市道162号線大留線(荒子公園北)	ユリノキ	202
市道219号線	トウカエデ	23
市道1060号線(NTT前)	ヤナギ	10
市道1096号線(篠木小東)	ケヤキ	34
市道1463号線(名水緑道横)	マテバシイ	49
市道1464号線(名水緑道横)	マテバシイ	31
市道1470号線(新王子製紙北)	マテバシイ	111
市道1507号線(松河戸住宅南)	ヤナギ	49
市道1646号線(新王子製紙東)	イチョウ	62
市道1882号線	イロハモミジ	9
市道1885号線	イロハモミジ	6
市道1988号線	サルスベリ	16
市道2254号線(白山神社西)	イチョウ	20
市道2343号線(大和通り)	イチョウ	62
市道2469号線	クスノキ	53
市道2498号線	クスノキ	9
市道2505号線	ソメイヨシノ	54
市道2563号線	スタジイ	58
市道2662号線(歩線南北)	コブシ	12
市道2674号線(歩線東西)	イロハモミジ、 シラカシ	11
市道2715号線	トウカエデ	6
市道2727号線	ハナミズキ	3
市道2744号線	ハナミズキ	4
市道2750号線	ハナミズキ	4
市道2761号線	サルスベリ	4
市道2762号線	サルスベリ	4
市道2763号線	サルスベリ	3

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

付属資料

第2章 緑の現況

路線名	主な樹種	本数(本)
市道 2778 号線	ハナミズキ	3
市道 2783 号線	サルスベリ、 ハナミズキ	2
市道 2784 号線	サルスベリ、 ハナミズキ	4
市道 2795 号線	ハナミズキ	3
市道 2861 号線	トウカエデ	20
市道 2893 号線	トウカエデ	11
市道 2920 号線	サルスベリ	6
市道 2928 号線	サルスベリ	10
市道 2932 号線	サルスベリ	6
市道 2951 号線	サルスベリ	3
市道 2966 号線	イロハモミジ	4
市道 3440 号線	サクラ(他)	50
市道 3444 号線	サクラ(他)	35
市道 3480 号線(木津用水東側)	サクラ(他)	5
市道 3542 号線(木津用水西)	サクラ(他)	47
市道 3554 号線(木津用水東)	サクラ(他)	42
市道 3730 号線	タイワンフウ	10
市道 3754 号線	サクラ(他)	12
市道 3767 号線	サクラ(他)	51
市道 3798 号線	サクラ(他)	9
市道 4312 号線	ナンキンハゼ	35
市道 5578 号線(大留住宅西)	アラカシ	16
市道 5586 号線(中央線南)	トウカエデ	2
市道 5599 号線(中央線南)	トウカエデ	1
市道 5730 号線(歩行者専用道)	アラカシ	79
市道 5744 号線(歩行者専用道地蔵川沿)	サルスベリ、 ハナミズキ	8
市道 5757 号線(南城中学校角)	イチョウ	8
市道 5782 号線	ハナミズキ	63
市道 5784 号線(南城中学校北)	イチョウ	129
市道 5788 号線	ナンキンハゼ	18
市道 5793 号線(出川南公園東)	ヤマボウシ	5
市道 5796 号線(中央線北)	ケヤキ	17
市道 5799 号線(北尾張中央道)	ヤマモモ	61
市道 5811 号線	ヤマボウシ	6
市道 5820 号線	ヤマモモ	2
市道 5827 号線	ヤマモモ	5
市道 5839 号線	ヤマモモ	2
市道 5845 号線	ハナミズキ	2
市道 5891 号線	トウカエデ	2
市道 5892 号線	トウカエデ	2
市道 5894 号線	イチョウ	31
市道 5898 号線	トウカエデ	3
市道 5912 号線	ハナミズキ	1
市道 5925 号線	ヤマボウシ	1
市道 5929 号線	ヤマボウシ	1
市道 5956 号線	クスノキ	37
市道 5962 号線	ヤマボウシ	2
市道 5965 号線	キンモクセイ	3
市道 5967 号線	ハナミズキ	1
市道 5991 号線	トウカエデ	15
市道 6431 号線(高蔵寺駅前)	アメリカフウ	6
市道 6632 号線(高蔵寺駅前線)	アメリカフウ	36

路線名	主な樹種	本数(本)
市道 6655 号線 (神屋工業団地)	ソメイヨシノ	152
市道 6662 号線 (玉野台)	シダレザクラ	262
市道 6737 号線 (玉野台)	シダレザクラ	63
市道 7067 号線 (東山公園南)	アオギリ	42
市道 7088 号線 (岩成台・保育園西)	ナンキンハゼ	191
市道 7108 号線 (白山線北)	アオギリ	13
市道 7112 号線 (岩成公園南)	ケヤキ	134
市道 7116 号線 (岩成公園東)	ナンキンハゼ	43
市道 7125 号線 (岩成公園東)	ナンキンハゼ	9
市道 7142 号線 (岩成台西小西)	マデバシイ	36
市道 7153 号線 (岩成台中西)	ナンキンハゼ	43
市道 7169 号線 (白山神社西)	マデバシイ	37
市道 7192 号線 (烏洞公園南)	ナンキンハゼ	63
市道 7218 号線 (藤山台小北西)	タイワンフウ	49
市道 7235 号線 (大洞公園西)	ナンキンハゼ	53
市道 7250 号線 (西藤山台小西)	ナンキンハゼ	38
市道 7317 号線 (高森台中東北・南北線)	エンジュ	43
市道 7334 号線	ハナミズキ	35
市道 7340 号線	ハナミズキ	9
市道 7344 号線	ハナミズキ	19
市道 7370 号線 (後田公園・東西線)	タイワンフウ	73
市道 7538 号線 (押沢公園南・東西線)	アオギリ	72
市道 7539 号線 (押沢公園南・東西線)	アオギリ	25
市道 7556 号線 (春日井・瀬戸線西)	ケヤキ	16
市道 7557 号線 (押沢台小東・南北線)	ケヤキ	21
市道 7560 号線 (春日井・瀬戸線西)	プラタナス	8
市道 7561 号線 (東部市民センター西)	ケヤキ	114
市道 7565 号線 (サンマルシェ南)	クスノキ	38
市道 7588 号線 (午新田公園南)	アオギリ	64
市道 7615 号線 (午新田公園南)	アオギリ	8
市道 7617 号線 (サンマルシェ南)	ケヤキ	66
市道 7618 号線 (サンマルシェ南)	エンジュ	18
市道 7620 号線 (144 号線南)	ケヤキ	15
市道 7624 号線 (保健センター南)	ケヤキ	77
市道 7661 号線 (高座台歩道専用)	コブシ	7
市道 7665 号線 (リバピア中央台)	モクレン	9
市道 7666 号線 (リバピア中央台)	サザンカ	2
市道 7667 号線 (リバピア中央台)	ムクゲ	6
高森台緑地その1 (ふれあいゾーン1)	ソメイヨシノ、 ハナノキ	61
高森台緑地その1 (ふれあいゾーン2)	ハナノキ	68
高森台緑地その1 (ふれあいゾーン3)	ハナノキ	42
高森台緑地その1 (ふれあいゾーン3公園部)	アラカシ、 ケヤキ	26
高森台緑地その1 (ふれあいゾーン4)	アラカシ、 ハナノキ	41
高森台緑地その1 (語らいゾーン1)	クロガネモチ	60
高森台緑地その1 (語らいゾーン2)	シラカシ	73
高森台緑地その2 (活動ゾーン1)	ケヤキ	75
高森台緑地その2 (活動ゾーン2)	ケヤキ	22
高森台緑地その2 (活動ゾーン3)	ケヤキ、 シラカシ	18
高森台緑地その2 (活動ゾーン4)	ソメイヨシノ	89
高森台緑地その2 (活動ゾーン5)	ケヤキ	98
JR神領駅南口広場 (市道 227 号線)	ハナミズキ	18

第2章 緑の現況

路線名	主な樹種	本数(本)
内津川堤防道路・市道 5607 号線沿(右岸)	ナンキンハゼ	9
内津川堤防道路・市道 5631 号線沿(右岸)	アメリカフウ	13
内津川堤防道路・市道 5638 号線(右岸)	クスノキ	37
内津川堤防道路・市道 5869 号線(出川地区)右岸	ソメイヨシノ、 シダレザクラ	5
内津川堤防道路・市道 5873 号線(出川地区)右岸	サクラ(他)、 シダレザクラ	2
内津川堤防道路・市道 5582 号線(左岸)	クスノキ、 ソメイヨシノ	2
内津川堤防道路・市道 5583 号線(左岸)	ソメイヨシノ	11
内津川堤防道路・市道 5584 号線(左岸)	ソメイヨシノ	13
内津川堤防道路・市道 5616 号線沿(左岸)	ソメイヨシノ	12
内津川堤防道路・市道 5617 号線(左岸)	クスノキ	60
内津川堤防道路・市道 5936 号線(出川地区)左岸	イロハモミジ	1
内津川堤防道路・サクラの丘(大留ポンプ場周辺)	サクラ(他)	18
新池公園南三角地	ニセアカシア	144
白山線三角地	マツ	26
中野町緑地	ソメイヨシノ	17
鷹来緑地	ソメイヨシノ	14
宗法緑地	ケヤキ	1
野性的草花園	ソメイヨシノ	6
分派休憩所	ヤマモモ	5
松河戸緑道	サルスベリ	25
ふるさと川ポケットパーク	イロハモミジ、 ハナミズキ、 ヤマモモ	3
総計(212 路線)		18,433

2-2-3 その他

(1) 希少動植物

本市では、愛知県指定種も含め、9種の希少動植物が確認されています。限られた地域に生育するこれら動植物は、生育環境の悪化等により絶滅が危惧されています。特に、シデコブシについては築水池周辺の自生地が市の天然記念物に指定されています。

また、希少野生動植物種には指定されていないものの、郷土の樹木であるヤマボウシ、シイ、カシ、クロガネモチ等も保全が求められます。

表2-6 希少動植物一覧

	合計	春日井市	愛知県
合計	9種	8種	1種
植物	4種	3種 ・シデコブシ ・ササユリ ・ヒメカンアオイ	1種 ・イワナシ
動物	5種	5種 ・カヤネズミ ・ヨタカ ・ナゴヤダルマガエル ・ギフチョウ ・ヒメタイコウチ	—

注：生息確認は希少種センサス・希少種生息生育状況調査（2012年～2014年）による

出典：春日井市ホームページ「指定希少野生動植物種」、愛知県ホームページ「愛知県内の希少野生動植物種」

希少種の指定は「春日井市自然環境の保全を推進する条例」の第15条により定められています。

（指定希少野生動植物種の指定）

第15条 市長は、市内に生息し、又は生育する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当し、特に保護する必要があると認める種を春日井市指定希少野生動植物種（以下「指定希少野生動植物種」という。）として指定することができる。

- (1) 種の存続に支障を及ぼす程度にその種の個体の数が著しく少ないもの
- (2) その種の個体の数が著しく減少しつつあるもの
- (3) その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあるもの
- (4) その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を及ぼす事情があるもの

(2)保存樹

本市は、「春日井市緑化の推進に関する条例」（1973年（昭和48年）3月制定）に基づき、良好な自然環境を保全するとともに緑化を推進するための様々な施策を実施しており、その一つに保存樹の指定があります。

保存樹は、以下の要件のもと、1973年の条例施行当初は約1,000本が指定されていましたが、1977年をピークに減少、2020年3月末現在では、保存樹499本、保存生垣20件、保存樹林5件となっています。

【保存樹の要件】

緑豊かな環境を確保するため、必要があると認められる場合で、太さ、高さ等が一定の基準に適合しているものを、その樹木の所有者、管理者の同意を得て指定

表2-7 保存樹の指定状況

	1973年	1974年	1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年	1984年
新規指定	270	330	300	100	13	0	12	4	0	1	0	0
解除	0	1	3	9	8	0	16	18	0	9	0	0
指定数	270	599	896	987	992	992	988	974	974	966	966	966
	1985年	1986年	1987年	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
新規指定	0	3	24	12	8	0	24	4	13	7	4	1
解除	0	21	38	38	38	0	31	7	11	12	18	21
指定数	966	948	934	908	878	878	871	868	870	865	851	831
	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
新規指定	0	1	0	7	2	0	1	0	0	0	0	0
解除	8	20	16	9	28	17	11	7	23	9	8	17
指定数	823	804	788	786	760	743	733	726	703	694	686	669
	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	
新規指定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
解除	0	28	7	5	23	8	22	13	37	20	7	
指定数	669	641	634	629	606	598	576	563	526	506	499	

表 2-8 2020年3月末現在の保存樹の樹種と本数

現在保存樹指定がされている樹種					
樹種	本数(本)	樹種	本数(本)	樹種	本数(本)
クロガネモチ	107	ソメイヨシノ	4	シイ	1
クスノキ	90	クロマツ	3	シャシャンボ	1
ツブラジイ	44	コナラ	3	スタジイ	1
ヒノキ	34	ホオノキ	3	センダン	1
ムクノキ	30	ヤマモモ	3	タイサンボク	1
アベマキ	27	イチイガシ	2	タカオモミジ	1
シラカシ	24	イヌシデ	2	タラヨウ	1
イチョウ	22	ウラジロガシ	2	ツバキ	1
アラカシ	19	タブノキ	2	ニッケイ	1
ヤマザクラ	17	イヌマキ	1	ヒガンザクラ	1
エノキ	13	カイズカイブキ	1	ボダイジュ	1
ツクバネガシ	12	カゴノキ	1	モッコク	1
スギ	6	キンモクセイ	1	ヤマモミジ	1
トウカエデ	6	ギンモクセイ	1	総計	499
ケヤキ	5	ゴヨウマツ	1		

また、地域の大木・古木・名木がシンボルとして将来にわたって生き続けられるよう、春日井市自然友の会により、2008年（平成20年）から市内全域の樹木調査が実施され「春日井の大木・名木50選（2016年（平成28年）2月）」として取りまとめられています。



①西尾町のイチョウ



②玉野町のツブラジイ



③上田楽町のクスノキ

図2-16 春日井の大木・名木50選にも選定されている代表的な樹木

2-3 主な緑地・緑化施策の状況

2-3-1 緑地協定・緑化協定等

(1) 緑地協定

緑地協定制度は、都市緑地法に基づき、良好な環境を確保する目的で、相当規模の一団の土地において、土地所有者等の全員の合意により、緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。

本市では、2003年度に「タウン石尾台」において45条協定(全員協定)が締結されています。

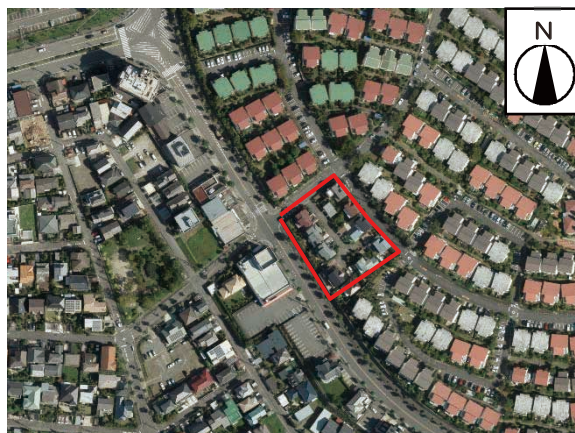


図2-17 タウン石尾台緑地協定位置図

表 2-9 緑地協定制度

種類	概要	協定者	協定内容
45条協定 (全員協定)	既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者(民間ディベロッパー等を含む) 土地の借地権者(地上権又は借地権を有する者) 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地協定の目的となる土地の区域 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの <ol style="list-style-type: none"> ① 保全又は植栽する樹木等の種類 ② 保全又は植栽する樹木等の場所 ③ 保全又は設置する垣又はさくの構造 ④ その他緑地の保全又は緑化に関する事項 緑地協定の有効期間(5年以上30年未満) 緑地協定に違反した場合の措置
54条協定 (一人協定)	開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもの。3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮する。	<ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者 	

(2) 緑化協定

緑化協定は1995年(平成7年)の都市緑地法改正により、「緑化協定制度」から「緑地協定制度」に改訂されていますが、本市では、「春日井市緑化の推進に関する条例」第15条の規定に基づき、開発事業区域面積が0.3ha以上のものについては市と事業者で協定を締結し、民間施設の緑化を推進しています。

2020年6月末時点で307件(1,609,892㎡)の緑化協定を締結しています。

2-3-2 指定地区

(1) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市緑地法第12条に基づき、都市における良好な自然的環境と景観を有する緑地において、建築行為など、一定の行為の制限等により現状凍結的に保全する制度です。

本市では、「高蔵林特別緑地保全地区（計画約9.7haのうち約9.0haが供用）」が指定されており、2005年（平成17年）～2006年（平成18年）にかけて植生等調査が実施されています。



図2-18 高蔵林特別緑地保全地区

(2) 自然環境保全地区・自然環境ふれあい地区

自然環境保全地区は、「春日井市自然環境の保全を推進する条例」に基づき、自然環境の保全が特に必要な以下のような区域を指定することにより、宅地の造成や木竹の伐採等の行為に制限を設ける制度です。

- ①優れた天然林、樹齢が特に高く学術的価値がある人工林
- ②動植物が生息、生育する河川、池、湿地等の区域で優れた状態のもの
- ③良好な自然環境が形成されている里地、里山
- ④植物の自生地や動物の生息地で優れた状態を維持しているもの

自然環境ふれあい地区は、同条例に基づき、身近な自然環境として親しむことができる区域を指定することで、地区内行為の自然環境への影響を最小限にとどめようとする制度です。

現在までに両地区の指定はありませんが、以下の14地区が候補地とされており、生物の生育生息環境や地形・地質等の調査を行っています。

表2-10 自然環境保全地区・自然環境ふれあい地区候補地

内々神社区域、	隠山池区域、	平和公園区域、	岩船神社区域、
外之原白山神社区域、	五社神社区域、	五社大明神社区域、	白山神社区域、
円福寺区域、	諸大明神社区域、	伊多波刀神社区域、	八幡社区域、
両社宮神社区域、	北部ため池群区域		

出典：2006・2007年度 自然環境保全地区等候補地に係る自然環境調査報告（概要版）
2008・2009年度 自然環境保全地区等候補地二次調査報告（概要版）

2-3-3 公園・緑地等における指定管理者制度の状況

本市では、2006年4月から「指定管理者制度」を活用しています。

公園・緑地の維持管理について指定管理者制度を導入している施設は、2020年4月現在で「ふれあい農業公園（あい農パーク春日井）」1施設が該当します。

表 2-11 公園・緑地に関連する指定管理の状況

施設名称	指定管理者	指定期間
ふれあい農業公園 (あい農パーク春日井)	T・I・Tふれあい農園共同体	2019年11月1日から 2024年3月31日まで

2-3-4 緑に関する市民活動等

(1) 緑の奨励金事業

本市では、2017年度（平成29年度）から地域においてまちを緑あふれる魅力的なものにする活動（地域の緑化ボランティア活動）を実践する市民団体等に対し、春日井市緑化振興基金を活用した「緑の奨励金」を交付し、地域住民主体の緑化推進活動を支援しています。

公共用地や緑地として一般に公開できる民有地において、市民団体等がボランティアで行う苗木、花苗等の植栽活動にかかる経費を奨励金として交付しています。

実績は以下のとおりで、交付件数は減少傾向にあります。

表 2-12 緑の奨励金事業交付件数

年度	2017年	2018年	2019年
件数（件）	4	3	2

(2) 花のまちづくりコンクール

緑化に対する市民意識の高揚を図り、市民協働による緑と花のうるおいのあるまちづくりを目指す取組みとして、「花のまちづくりコンクール」を実施し、公共施設等の花壇を明るく楽しく演出していただいた団体を表彰しています。

参加団体数は、2015年以降減少傾向にあり、特に、学校や子ども会の参加が減っています。

表 2-13 花のまちづくりコンクール実績

年度	応募総数 (件)	内訳（件）				
		学校	子ども会	幼稚園・保育園	老人会	一般
2013年春	131	12	19	33	21	46
2013年秋	129	12	17	33	22	45
2014年	134	9	20	36	21	48
2015年	136	9	17	36	24	50
2016年	135	11	15	37	26	46
2017年	122	8	15	36	22	41
2018年	125	8	13	35	22	47
2019年	118	6	8	37	19	48



花のまちづくり大賞 老人クラブ石筍会

花のまちづくり大賞 如意申長寿会

図2-19 花のまちづくり大賞（左：2018年度、右：2019年度）

(3)緑の募金

春日井市緑の募金委員会は、市内の公共施設等 13 か所に募金箱を設置し、市民に「緑の募金」のご協力をお願いしています。

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（1995年6月施行）に基づいて行われており、本市では学校・公園・街路樹など、公共施設の緑化に役立っています。



しょうな公園



牛山公園



廻間町向地区ポケットパーク

図2-20 募金の使途例

(4)アダプト・プログラム

本市では、2009年度（平成21年度）から、公共施設の維持管理を市民と協働で進める「アダプト・プログラム（里親制度）」を実施しています。

公園施設では、市民がごみの収集や除草、草花の世話、異常箇所の報告等を行い、市はごみ袋や用具の提供、保険の加入等の支援をしています。

2020年現在、市内の道路や公園12か所を対象に実施され、2009年度以降の実績をみると、年々参加団体数が増加しています。

表2-14 アダプト・プログラム参加団体数

年度	2009年	2010年	2011～ 2014年	2015年	2016・ 2017年	2018年	2019年 ～
件数（件）	1	4	6	7	9	10	12

アダプト・プログラム：公共施設を養子にみだてて市民がその里親になり（アダプト）、愛情を持って養子の世話（＝清掃や美化活動）を行い、行政がこの活動を支援し行政と市民が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで定期的かつ継続的に実施するプログラムのこと

(5)都市公園等除草・清掃業務の地元への管理委託

本市では、都市公園等の除草や清掃、空き缶及びごみの集積を地元の団体等に委託しています。

過去5年間の委託状況は、団体数220団体前後、対象となる都市公園等数430か所程度で推移しており、2020年現在、218団体が431か所の都市公園等を管理しています。

表2-15 管理委託状況

年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
団体（団体）	218	218	225	219	218
箇所数（箇所）	435	432	437	430	431

2-3-5 管理業務の視点から見た緑の実態

市が公園・緑地や街路樹を管理する中で、近年特に課題と感じていることは以下のとおりです。

(1)街路樹・公園等の樹木の状況

- ・巨木化した樹木の枝葉により信号が見えづらくなっている箇所がある。
- ・樹木の根がアスファルトを押し上げ、歩道路面が盛り上がっている箇所がある。
- ・剪定基準や植樹に関するガイドラインがなく、統一感に乏しい。
- ・街路樹の中には、高さ、枝を落とし過ぎて電柱のような形になっている箇所がある。
- ・地元から計画的な伐採、剪定を期待されているが、現状は個々の要請毎に伐採、剪定等を行っている。
- ・台風等による破損や老朽化している樹木がある。
- ・市の木と花である「ケヤキ」と「桜」の本数が多く、ケヤキの落葉や桜の枯葉、毛虫の発生の苦情が多い。
- ・落葉樹は、落葉の処理・清掃が地域住民の負担となっているため、常緑樹や横に樹形が広がらない品種への植替えも今後の植樹計画の選択肢の一つ。
- ・街路樹や公園の樹木の本数が多いため、防犯面（見通しの悪さ）の不安や維持管理コストの増大が課題。

(2)公園等の状況

- ・約44%が整備後40年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる。
- ・トイレの老朽化により、利用にためらいを感じる市民が見受けられる。
- ・維持管理に関するガイドラインが確立されておらず、管理団体により公園の維持管理状態に差ができてしまう。
- ・清掃活動等の参加者が固定化してきている。
- ・清掃を行う地域団体の構成員等が高齢化しており、後継者の問題がある。

2-4 緑関連の政策と上位・関連計画等

2-4-1 国の動向

(1)公園・緑地に関する法改正

国は、2004年（平成16年）6月に都市の緑とオープンスペースに関する総合的な施策運営を図るため、都市緑地法の改正を含む景観緑三法を制定、緑地の保全・都市公園の整備・緑化の推進や景観形成に係る新たな制度を設けました。

その後、2017年5月に「都市緑地法の一部を改正する法律」を公布し、都市緑地法と関連する都市公園法、生産緑地法等が改正されました。

表2-16 公園・緑地に関する法改正（2017年）の概要

法律	法改正の概要
都市公園法	・都市の貴重な緑とオープンスペースである公園の資源を有効活用し、公園を再生・活性化するための民間等による施設の設置管理制度の創設（Park-PFI）等
都市緑地法	・緑の基本計画に記載すべき主な事項として、①都市公園の管理の方針、②特別緑地保全地区内の緑地の保全、③生産緑地地区内の緑地の保全 を追加 等 ・住民や団体等が主体となり、緑地を整備・活用する制度の創設と拡充 等
生産緑地法	・生産緑地地区の指定の面積要件が300㎡以上に引き下げられ、従来面積より規模の小さい農地でも生産緑地地区に定めることが可能 等

(2)SDGs

SDGs（持続可能な開発目標）は、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、17の目標・169のターゲットから構成されています。



図2-21 主に本計画に関連するSDGsの目標

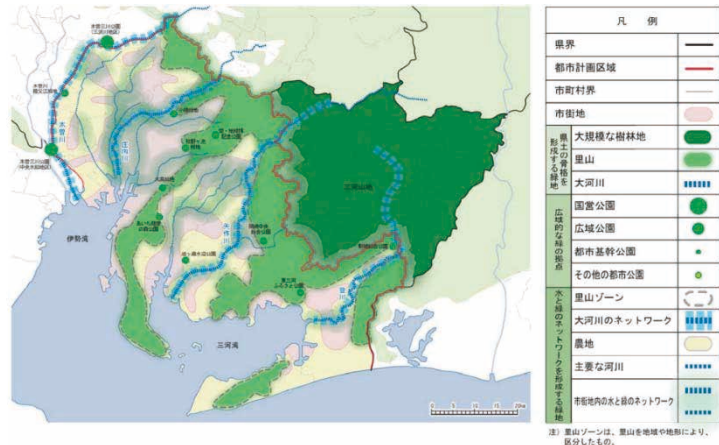
(3)グリーンインフラ

グリーンインフラとは、自然環境が有する多様な機能を活用し持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを支える社会基盤のことです。国は、2019年7月に「グリーンインフラ推進戦略」を公表し、緑の地域資源活用によって得られる効果に着目し「自然と社会が共生する、持続可能で魅力あるまちづくり」を進めるため、グリーンインフラを導入する取組みを推進しています。

2-4-2 県の動向

(1) 広域緑地計画の改訂

愛知県では、近年の社会情勢の変化や関係法令の改正に対応し、「豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり～緑の質を高め 多様な機能を活用～」を計画理念として、県内の都市計画区域全域（38市12町1村）の緑化を推進する「愛知県広域緑地計画」を2019年（平成31年）3月に改訂しました。



出典：愛知県広域緑地計画

図 2-22 広域的な緑地の配置図

当該計画において、本市周辺には、県土の骨格を形成する尾張北東部の里山や水と緑のネットワークを形成する大河川（庄内川）等が位置づけられています。

(2) あいち森と緑づくり事業

愛知県では、2009年度から「あいち森と緑づくり税」を活用した「あいち森と緑づくり事業」を実施し、山から街まで緑豊かな愛知の実現を目指して、手入れが行き届かない人工林の間伐や、放置された里山の整備・保全及び都市部の貴重な緑地の保全・創出等に取り組んでいます。

表 2-17 あいち森と緑づくり事業（都市緑化推進事業）の概要

事業区分	事業内容
身近な緑づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 市街地に残された民有の既存樹林を市町村が買取り、緑地として保全する。 緑の少ない地区において民有地を市町村が買取り、緑地を整備する。 【交付対象：市町村】、【交付率：用地取得費 1/3、工事費 10/10】
緑の街並み推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 民有地の敷地または建築物において、まとまった規模で優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進する。 民有の既存樹林地を広く開放するために園路整備等を推進する。 【交付対象：市町村】、【交付率：1/2】
美しい並木道再生事業	<ul style="list-style-type: none"> 都市の顔となる地区の道路（沿道または近隣に公共施設（駅・公園・役場等）を有する市町村道及び県管理道路）において、緑にあふれた美しい並木道を再生する。 【交付対象：市町村】、【交付率：10/10】
県民参加緑づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> 県民参加による植樹、樹林地整備、ピオトープづくりなどの緑づくり活動、体験学習や都市緑化の普及啓発を推進する。 【交付対象：市町村、市民団体】、【交付率：10/10】

2-4-3 上位・関連計画等

(1)春日井市市民憲章・緑化都市宣言

本市は、「市民憲章」にあたる「春日井市民の誓い」の一条項に「みんなで緑を育て 自然を守ろう」を掲げています。さらに、1967年12月には緑化都市宣言を行い、「市は市民と一体となって失なわれんとする緑をとりもどし、美しい自然環境を新しく作りあげ、緑に輝く都市づくりをするよう、計画的に植樹をすゝめ、緑化思想の啓発、自然の保護など緑化運動を強力に推進し、緑の希望あられる青年都市春日井の都市づくりを行なう」としています。

(2)第六次春日井市総合計画（2018年2月策定／計画期間：2018年度～2037年度）

市の最上位の計画であり、市の将来像として「暮らしやすさと幸せをつなぐまちかすがい」を掲げています。誰もが暮らしやすいまちづくりを着実に推進するため、市政全般にわたる施策の基本的な方向性を体系的に示すとともに、重点方針を定め、様々な取組みを積極的に展開しています。重点方針の中で本計画が整合を図るべき主な取組みは、以下のとおりです。



図 2-23 市の将来像

表 2-18 第六次春日井市総合計画で本計画が整合を図るべき重点方針とその主な取組み

重点方針	主な取組み
人と地域がつなが暮らしやすさ	・地域を良くしていくための新たな担い手の育成を図る
健康がつなが幸せ	・健康を支える都市基盤の整備 ・自然の恵みを享受でき、公害のない健康的に暮らすことができる生活環境を確保
子どもと学びがつなが未来	・地域での農に親しむ機会や環境学習などの多様な体験・交流を通して、子どもの未来を拓く生きる力を育み、また、子どもだけでなく大人も成長する機会の充実を図る

また、当該計画の施策体系で本計画が整合を図るべきまちづくりの方針及び目指すまちの姿、主な施策は以下のとおりです。

表 2-19 第六次春日井市総合計画で本計画が整合を図るべき方針及び施策等

基本目標4「活力とやすらぎのあるまち」			
政策分野	方針	目指すまちの姿	主な施策
都市基盤	快適な都市基盤の整備と自然環境の保全のもと、まちと自然が調和した誰もが住み続けたいまちづくり	・快適な住環境が整ったまち ・活力を生み、人が集い交流するまち	・都市基盤整備の推進と公共交通の整備 ・産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
産業	未来への活力と人の交流を創出する産業とにぎわいのもと、誰もが安心して働けるまちづくり		
環境	私たち一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくり	・環境にやさしいまち	・地球環境の保全と自然との共生 ・ごみ減量とまちの美化の推進

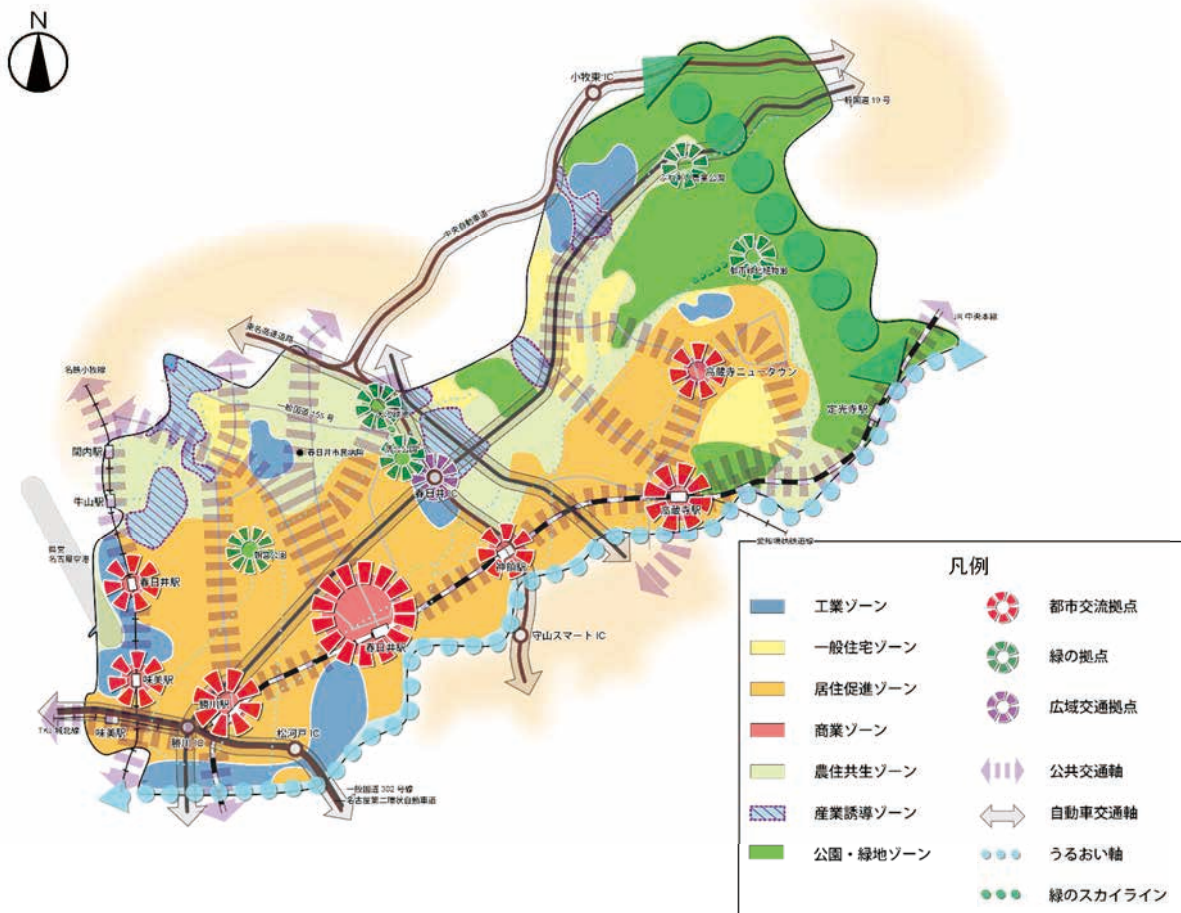
(3)春日井市都市計画マスタープラン（2020年3月策定／計画期間：2020年度～2029年度）

まちづくりの理念として、「心地よく住む にぎわいを生む 元気が集う 春日井 ～20年後も誇れる春日井であり続けるために～」を掲げています。

当該計画の施策体系で本計画が整合を図るべき主なまちづくり推進方針及び施策等は以下のとおりです。

表 2-20 春日井市都市計画マスタープランで本計画が整合を図る項目

都市づくりの目標		内容
目標 1	暮らしやすく居心地のよい住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 三世代近居など多様な居住ニーズに応じた、選べる住環境づくり 農地や空き地などを活用した良好な住環境づくり 住宅のリノベーションなどによる流通促進
目標 4	思わず立ち寄りたくなるまちなかづくり	<ul style="list-style-type: none"> 駅周辺の魅力を高めるための空間の形成 歩きたくなるまちなか空間の創出 誰もが利用したくなる公園機能の維持・拡充 憩いと潤いが感じられ、自然が体感できる空間の維持・創出
目標 5	災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害などの被害の軽減に向けた都市基盤の整備



出典：春日井市都市計画マスタープラン

図 2-24 将来都市構造図

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

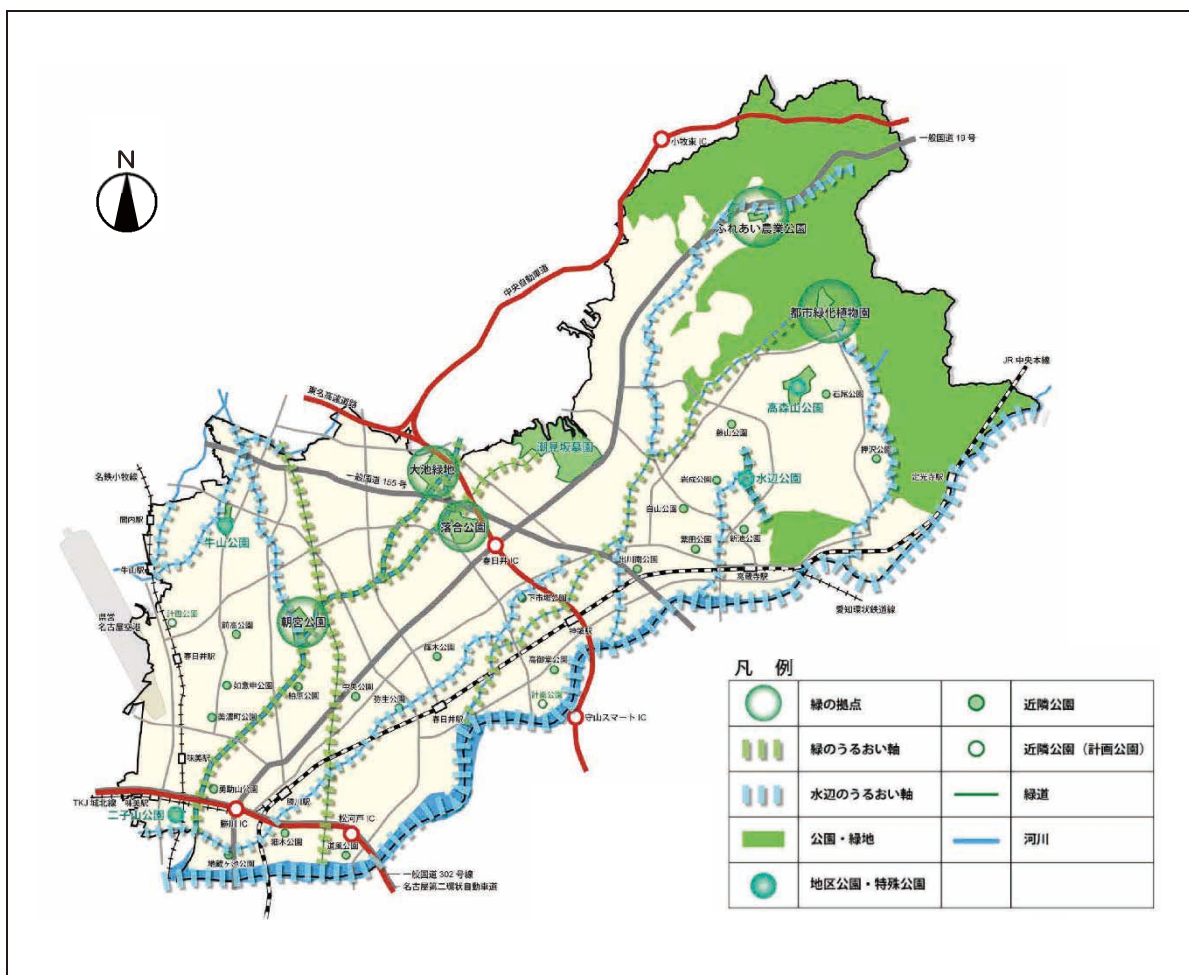
第7章

付属資料

分野別のまちづくり方針のうち、公園・緑地については、本計画が整合を図るべきものとして挙げられます。

表 2-21 公園・緑地に係る取組み

対象	取組み
公園	<ul style="list-style-type: none"> 適切な維持管理を行うとともに、民間活力の導入も視野に利用ニーズに応じた公園のリニューアル及び利活用に努めるほか、今後も土地区画整理事業に合わせた計画的な公園整備を推進
緑地	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全や緑化の推進のための施策を掲げ、公共施設における緑化の推進や生産緑地地区の保全等に努める
水辺	<ul style="list-style-type: none"> 治水対策整備の促進とあわせ、景観や生態系に配慮しつつ自然とふれあうことのできるやすらぎと憩いの空間として整備を図る
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> 社会情勢の変化や市民の価値観の変化等に柔軟に対応 住宅地については、地域主体での地区計画の策定等により良好な都市景観の形成を誘導するとともに、都市交流拠点は多くの人々が行き交う場所であることから質の高い市街地景観の形成に努める



出典：春日井市都市計画マスタープラン

図 2-25 公園・緑地の方針図

(4)春日井市立地適正化計画（2018年3月策定／目標年次：2036年度）

当該計画は、将来にわたって「ライフタウンとして、暮らしやすい春日井市を目指す」ことを基本方針とし、まちづくりの方向性として、「都市の機能が集約したまちづくり」を実現、「春日井市の特性を踏まえた集約型の都市構造の構築」を掲げています。本計画が整合を図るべき、誘導方針は以下のとおりです。

表 2-22 まちづくりの誘導方針（抜粋）

誘導方針
「春日井市都市計画マスタープラン」における拠点の位置づけに応じた医療・福祉・商業等の生活サービス施設の積極的な誘導・集積
生活サービス施設が集積する拠点の利便性が高い地域や、土地区画整理事業等により都市基盤が充実した地域への居住の推進
若い世代に魅力あるまちづくりの推進
高蔵寺ニュータウン地区をはじめとする高齢化が進む地域の活力やにぎわいが維持・向上するまちづくりの推進
将来にわたり高齢者が身近な地域でサービスを受けられるまちづくりの推進

(5)春日井市環境基本計画（2014年3月改訂／計画期間：2002年度～2021年度）

当該計画は、環境像として「みろくの森から道風の里まで蛙の合唱消えぬ道 暮らしと出会いを大切にするまち」を掲げ、環境像を実現するための4つの環境目標（分野ごとの目標）を示しています。

このうち、本計画が整合を図るべき施策の概要は以下のとおりです。

表 2-23 環境目標毎の基本施策（抜粋）

環境目標	まちづくりの目標	取組みの目標	基本的施策	
1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井（都市・社会基盤に関すること）	①環境に配慮した都市基盤	1 健全な水循環	(1)雨水の地下浸透の促進 (3)雨水貯留機能の保全・創出	
		3 環境に配慮した土地利用	(7)農地・森林の保全 (8)土地利用の規制強化と合意形成の促進 (9)環境に配慮した建築物の整備の促進 (10)ヒートアイランド現象などの緩和対策の推進	
			4 緑豊かなまち	(11)緑化の推進 (12)公園・緑地・親水空間の整備 (13)市民による公園などの維持管理の促進
		6 魅力的なまちかど・まちなみ		(18)都市景観の向上
	2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井（自然・風土に関すること）	③自然との共存	7 丘陵・里の自然保全	(20)希少な自然の保護 (21)森林の利用と活用 (22)農業を通して維持されてきた自然との共存 (23)水源の保全
				8 自然豊かな市街地

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

付属資料

環境目標	まちづくりの目標	取組みの目標	基本的施策
2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井（自然・風土に関すること）	③自然との共存	9 池・川の保全	(26)人・生物のための池の利用 (27)生物が住め、楽しめる川の保全
		10 自然ネットワークの形成	(28)緑の回廊の計画、配置 (29)自然に関する情報の収集と自然の共存に向けた取組みの推進
	④自然と歴史の恵み	11 自然とのふれあい	(30)自然に親しみ、楽しみ、自然から学ぶ取組みの充実 (31)身近な自然を育む意識啓発の推進
		12 歴史・文化の継承	(32)文化財・文化資源の保護 (33)地域文化の継承・創造
3 美しい地球を守る、地域のしくみがいきづくまち・春日井（くらし・低炭素・資源循環社会に関すること）	⑥環境に配慮した産業	16 農地・森林を守る産業	(45)持続可能な農業への支援 (46)森林を保全する産業の創出
	⑦公害防止・環境負荷の低減	20 地球環境の保全	(57)地球温暖化対策の推進

また、特に市民や事業者が取り組むべき内容は以下のとおりです。

表2-24 主体別環境配慮（市民・事業者の取組み）（抜粋）

環境目標	対象者		取組み内容
	市民	事業者	
1 住みたい、楽しく美しい、歩きたくなるまち・春日井（都市・社会基盤に関すること）	○	○	木や花を育て、緑豊かなまちづくりに努めます。
	○		公園の維持管理活動などに参加、協力します。
	○	○	農地や森林の保全などの活動に協力します。
	○		地域の魅力を発見し、その保護に努めます。
	○		住宅の新築・改築の際は、環境に配慮したものの導入に努めます。
		○	グリーン配送に努めます。
		○	環境に配慮した開発行為や建築物の整備に努めます。
2 豊かな自然と人が共存し、歴史・文化を育むまち・春日井（自然・風土に関すること）	○	○	自然に親しみ、自然から学び、自然を守り育てます。
	○	○	自然環境保全に関する取組みに参加、協力します。
	○	○	緑のカーテンなど身近な緑を増やすよう努めます。
	○		希少な動植物と生息環境を保全し、外来種対策に協力します。
		○	事業所の緑化に努めます。
3 美しい地球を守る、地域のしくみがいきづくまち・春日井（くらし・低炭素・資源循環社会に関すること）	○	○	地域でとれたものを食べるなど、地域の農業を応援します。
	○	○	地産地消など、地域の農業を応援します。

(6)春日井市都市景観基本計画（2018年4月改訂）

当該計画は、本市の特性を生かした魅力と個性ある都市景観の形成を図り、市民が愛着を持ち誇りうるまちづくりを推進するため、「都市」「地域」「生活」の3つの視点に立ちながら都市景観像を具現化していくものです。

構成要素別基本計画では、本市の景観を構成する自然環境要素、市街地要素、交通要素、文化歴史的要素ごとに、本市の特性を生かした景観の目標を示しています。

表 2-25 春日井市都市景観基本計画の都市景観像

- ・「都市の将来的な風景」が明確となるまちへ
- ・豊かな自然と歴史・伝統文化を守り生かしていくまちへ
- ・緑あふれる快適で個性的なまちへ
- ・都市の顔・地区の顔となる魅力あるまちへ
- ・都市活力の感じられる生き生きとしたまちへ

(7)春日井市地域強靱化計画（2020年8月策定）

当該計画は、大規模自然災害が発生し被害を受けた場合でも、可能な限り被害を最小化し、迅速に回復することができるよう、「強くしなやかなまち」をつくりあげるために、強靱化に関する指針となる計画です。

表 2-26 強靱化施策の推進方針（一部抜粋）

- ・指定緊急避難場所として位置づけられる公園について、整備及び維持管理を行う。
- ・災害時の避難・延焼遮断空間となる道路や公園等の整備改善を面的に行う土地区画整理事業の促進のほか、火災被害の拡大を防ぐためのオープンスペースとなる公園緑地整備を推進する。
- ・自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

(8)春日井市地域防災計画（2020年10月修正）

当該計画は、「地震災害対策計画」「風水害等災害対策計画」「原子力災害対策計画」の3つからなり、防災の理念は「1 災害予防段階」「2 災害応急対策段階」「3 災害復旧・復興段階」の段階ごとに掲げられています。

このうち、本計画が関連する「災害予防計画（地震災害対策計画）」の概要を示すと以下のとおりです。

表 2-27 本計画と関連する防災施策の基本方針・概要

区分	項目	内容
第2編 第3章 災害に強い都市の形成	第2節 都市基盤整備の推進	
	1 公共施設	(3) 公園等 災害時に、緊急的な避難場所や延焼遮断地帯として、有効に機能する公園及び緑地帯の整備に努め、計画に当たっては、規模及び適正な配置に留意する。
	第3節 防災対策施設の整備	
	4 指定避難所等	(1) 指定避難所等の指定 ウ 指定緊急避難場所 (ア) 広域避難場所 大規模災害時に、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない大規模なオープンスペースを広域避難場所として指定するとともに、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置するなど市民に周知する。 (イ) 緊急避難場所 市は、広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド等を一次避難場所として確保する。 市では、この一次避難場所については、その規模及び人口の集中度に応じ地域の公園等を、緊急避難場所として指定し、標示板を設置するなど市民に周知する。

「広域避難場所」として、二子山公園をはじめ8か所が、「緊急避難場所」として美濃町公園をはじめ72か所の公園が指定されているほか、「避難路」としてふれあい緑道が指定されています。

表 2-28 広域避難場所、緊急避難場所一覧

広域避難場所一覧							
施設名	住所	地震災害	風水害災害	施設名	住所	地震災害	風水害災害
二子山公園	二子町	○	×	落合公園	東野町	○	○
朝宮公園	朝宮町	○	○	繁田公園	気噴町北	○	○
中央公園	鳥居松町	○	○	中部大学グラウンド	松本町	○	○
篠木公園	関田町	○	×	高森山公園	高森台	○	×

緊急避難場所一覧							
施設名	住所	地震災害	風水害災害	施設名	住所	地震災害	風水害災害
美濃町公園	美濃町	○	×	細木公園	細木町	○	×
西本町公園	西本町	○	×	西津公園	下条町	○	×
花長公園	花長町	○	×	下中公園	下条町	○	×
勇助山公園	知多町	○	×	下条公園	下条町	○	×
若草公園	若草通	○	×	中切公園	中切町	○	×
天王公園	若草通	○	×	八瑞公園	瑞穂通	○	○
妙慶公園	妙慶町	○	×	乙輪公園	乙輪町	○	×
八光公園	柏井町	○	×	関田公園	関田町	○	×
柏井公園	柏井町	○	×	藤ノ木公園	林島町	○	×
篠田公園	柏井町	○	×	穴橋公園	穴橋町	○	×
寺地公園	惣中町	○	×	堀ノ内公園	堀ノ内町	○	×
長塚公園	長塚町	○	×	水林公園	鳥居松町	○	×
地藏ヶ池公園	勝川町	○	×	慈恵公園	鳥居松町	○	○
勝川公園	勝川町	○	×	鳥居松公園	鳥居松町	○	×
勝川北山公園	勝川町	○	×	弥生公園	弥生町	○	×
川添公園	勝川新町	○	×	六軒屋公園	六軒屋町	○	○
大和公園	大和通	○	×	八田地区 ふれあい広場	八田町	○	○
戸田公園	中新町	○	×	春見公園	春見町	○	○
春日山公園	中新町	○	×	樋田公園	神領町	○	×
柏原公園	柏原町	○	×	気噴公園	高蔵寺町	○	○
稲口公園	稲口町	○	×	気噴南公園	気噴町	○	○
如意申公園	如意申町	○	×	霜畑公園	高蔵寺町	○	×
原田公園	如意申町	○	○	八池公園	玉野町	○	○
牛山運動広場	牛山町	○	○	出川南公園	出川町	○	×
前高グラウンド	西高山町	○	○	金地蔵公園	松本町	○	×
泉公園	大手町	○	○	しょうな公園	庄名町	○	○
田西公園	大手田西町	○	○	かすが台中央公園	坂下町	○	○
上田楽運動広場	上田楽町	○	○	神屋公園	神屋町	○	○
不二ガ丘公園	不二ガ丘	○	○	ネオポリス 2号公園	神屋町	○	○
下市場公園	下市場町	○	×	市民球場	明知町	○	○
桃花源中央公園	東山町	○	○	石尾公園	石尾台	○	×
道風公園	松河戸町	○	×	岩成公園	岩成台	○	○
勝川駅南公園	松新町	○	×	白山公園	白山町	○	○
はなのき公園	小野町	○	×	藤山公園	藤山台	○	○
巾川公園	小野町	○	×	後田公園	高森台	○	○
町田公園	町田町	○	×	白山運動広場	白山町	○	○

(9)春日井市公共施設等マネジメント計画（2017年2月策定／2017年度～2046年度）

当該計画は、2016年2月に策定した「公共施設等のあり方に関する基本方針」の内容に基づき、具体的な取組みや推進体制等を示すとともに、公共施設等の実情を正確に把握し、公共施設カルテによる施設データの公表や施設の今後のあり方についての基本的な方向性を定めるものです。

公共施設等のマネジメントに関する方針は以下のとおりです。

- 1 市民サービスの質を低下させない
- 2 老朽化の進行をできる限り防止し、長期にわたり活用する
- 3 公共施設等の更新や維持管理に係るコストを抑制する

このうち、本計画に関連する施設として、スポーツ・レクリエーション施設、産業系施設として計28施設 約6.5万㎡が挙げられています。

各施設においては、点検や修繕等を行い、施設の長期活用や安全確保に努めるとともに、各施設データを台帳に集約し、施設の適切な評価を行い、老朽化等により施設の更新を行う場合は、必要な市民サービスと施設のあり方を検討します。

(10)朝宮公園整備基本計画（2017年11月策定）

本市は朝宮公園について、豊かな自然環境を保全しつつ、市民の皆様のスポーツや健康づくり、外遊びの場としての機能をより一層充実させるため、「スポーツを楽しみ、自然を感じ、身体も心も健やかになる 朝宮公園」を基本理念に、2017年2月に構想、同年11月に基本計画を策定し、公園整備についての基本的な考え方を取りまとめました。2018年（平成30年）以降には基本設計を行い、段階的に公園整備を行っています。



図 2-26 朝宮公園整備イメージ図

構想にて設定された整備の視点は以下のとおりです。

- 1 スポーツを楽しみ、健康づくりができる公園整備
- 2 自然と触れ合うことができる公園整備
- 3 周辺環境に配慮した公園整備
- 4 災害時に活用できる公園整備
- 5 維持管理コストを抑制し、地域経済の活性化に寄与する公園整備

(11)春日井市高蔵寺リ・ニュータウン計画（2016年3月策定、2016年度～2025年度）

当該計画は、高蔵寺ニュータウンが将来に渡り、持続可能なまちであるために、未来を創造するプランとして策定され、計画的に整備された成熟した資産を活かしつつ、更新を重ねながら、新たな若い世代への居住の魅力と全ての住民への安らぎを提供し続けるために、「ほっとできるふるさとでありながら、新たな価値を提供し続ける‘まち’であり続けること」（リ・ニュータウン）を目指すこととしています。

リ・ニュータウンのまちづくりを推進するため、次の基本理念が掲げられています。

【成熟した資産の継承】

計画的に整備されたインフラ、周囲の豊かな自然とまちが育てた緑、多様で豊富な住宅ストック、活発な地域住民の活動等、成熟した資産を継承し、その魅力を活かしたまちづくりを進める。

2-5 市民意向

2-5-1 春日井市緑の基本計画策定に伴う市民アンケート調査結果

(1) 調査概要

調査期間	2020年3月
調査地域	春日井市全域
調査方法	郵送法（郵送配布・郵送回収）によるアンケート
調査対象	春日井市に居住する満15歳以上の男女3,000人（ランダムサンプリング）
回収数・回収率	1,316通（43.9%）
集計方法	設問ごとに、未回答、無効回答を除いて集計

(2) 結果の総括

① 春日井市の緑について

市全体では、自身の居住する地域の緑が豊かだと「思う」とした割合が60%を超えている一方で、地域別では、南部が40%台、中部が約50%と低くなっています。

市内の公園・緑地の満足度は、市全体で約57%が「満足」としており、全ての地域で「不満」よりも「満足」とする割合が高くなっています。

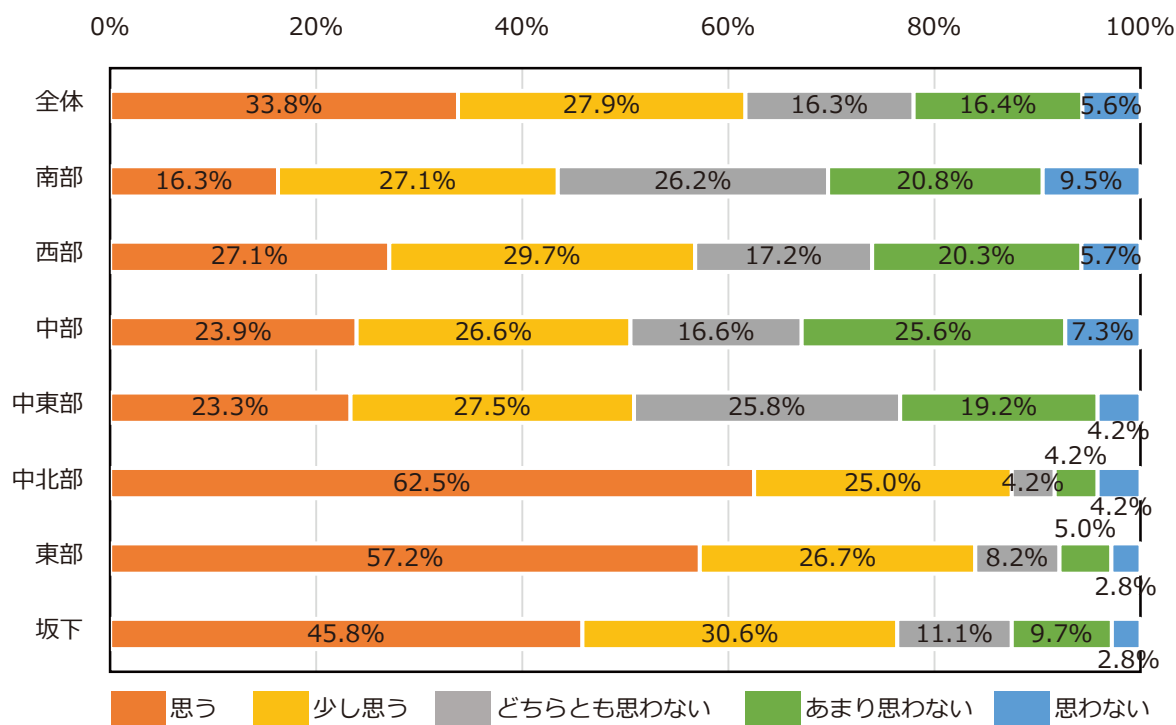


図 2-27 居住地の緑の豊かさ

また、暮らしの質を高め、より魅力ある緑づくりに必要なこととして、「公園・緑地の整備や施設の充実」、「街路樹の整備、維持管理」を求める割合が50%を超えています。

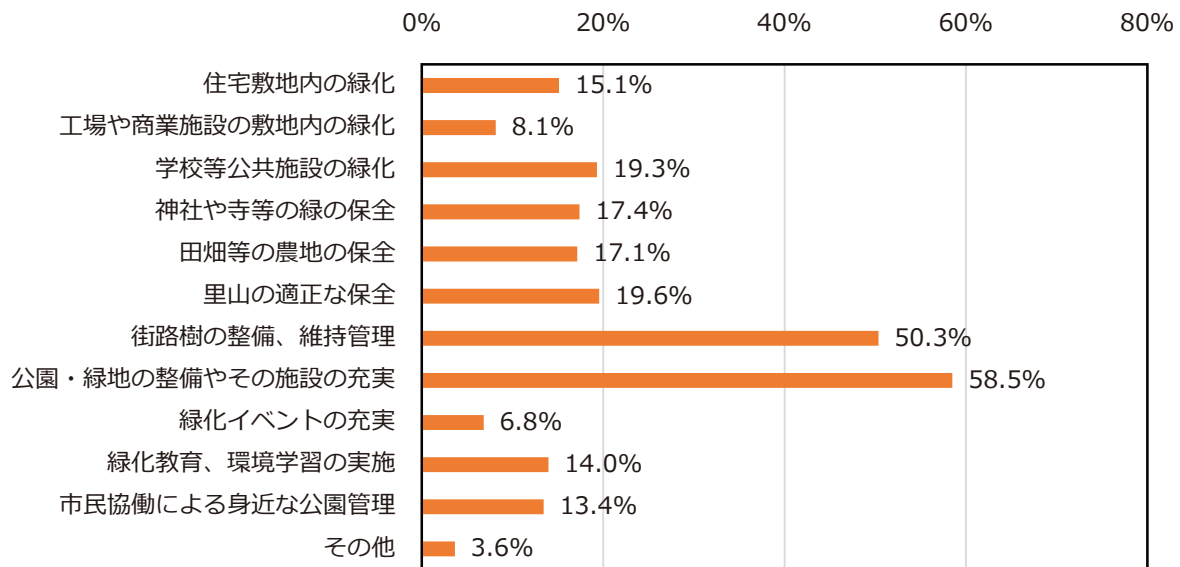


図 2-28 暮らしの質を高め、より魅力ある緑づくりに必要なこと

②公園・緑地の利用について

公園・緑地の利用について、約46%が「年に1～2回」または「ほとんど利用しない」とし、「ほぼ毎日利用している」は約8%にとどまります。利用する場合の目的は、「散歩や休憩等のリフレッシュ」(約63%)が最も多く、次いで「子どもや孫を遊ばせるため」(約34%)が続きます。

公園・緑地の利用のために今後行うべきこととしては、「古くなった休憩所やトイレ、遊具等の更新」が最も多く80%を超えています。

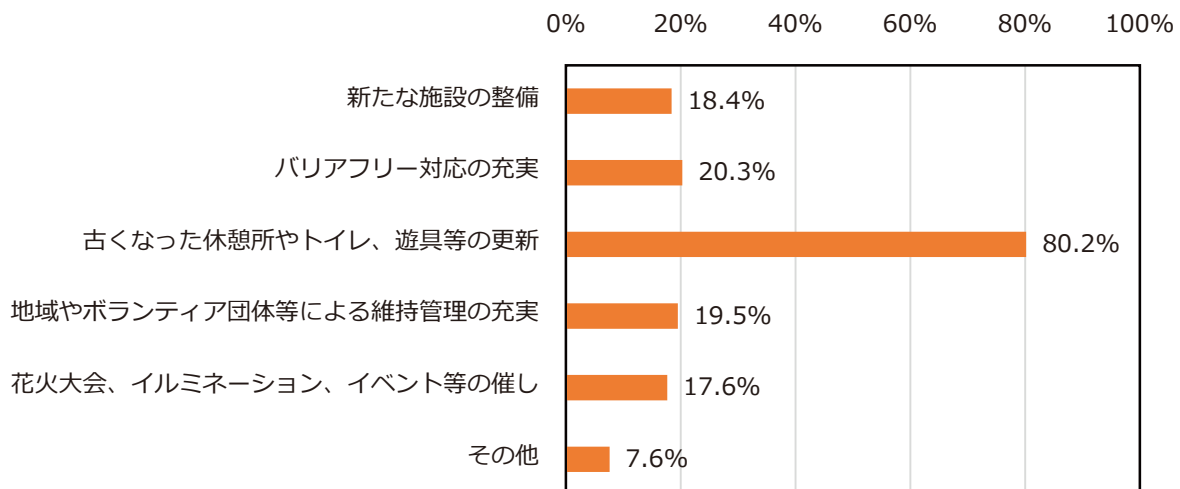


図 2-29 公園・緑地の利用のために今後行うべきこと

③公園・緑地に求められる施設について

公園・緑地への整備を期待する施設としては、「園路やベンチ」、「園内を彩る花壇」、「幼児や児童向けの遊具」、「芝生広場」など、休憩等のリフレッシュや、子どもを遊ばせる施設が望まれています。

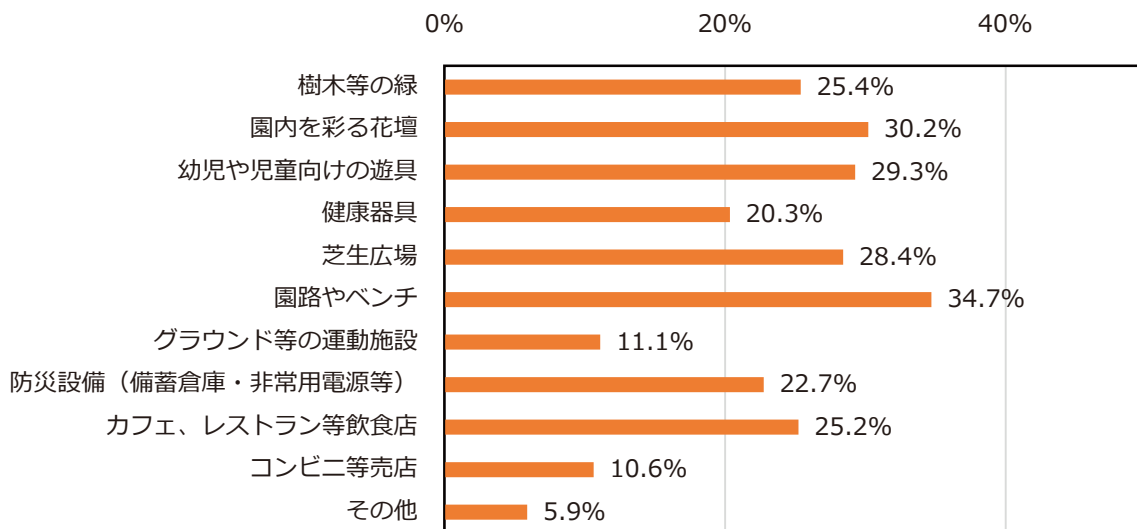


図 2-30 公園・緑地に求められる施設

④公園・緑地の維持管理について

市全体としては、約 50%が公園の日常管理に「満足」としています。

満足度を上げる管理方法については、「現行のままでよい」が35%と最も多く、次いで「民間事業者へ管理を一任する」が約 31%となっています。

また、地元やボランティア団体が公園の日常管理を行う場合の市の支援としては、「必要経費の補助」が最も多く、約 62%となっています。

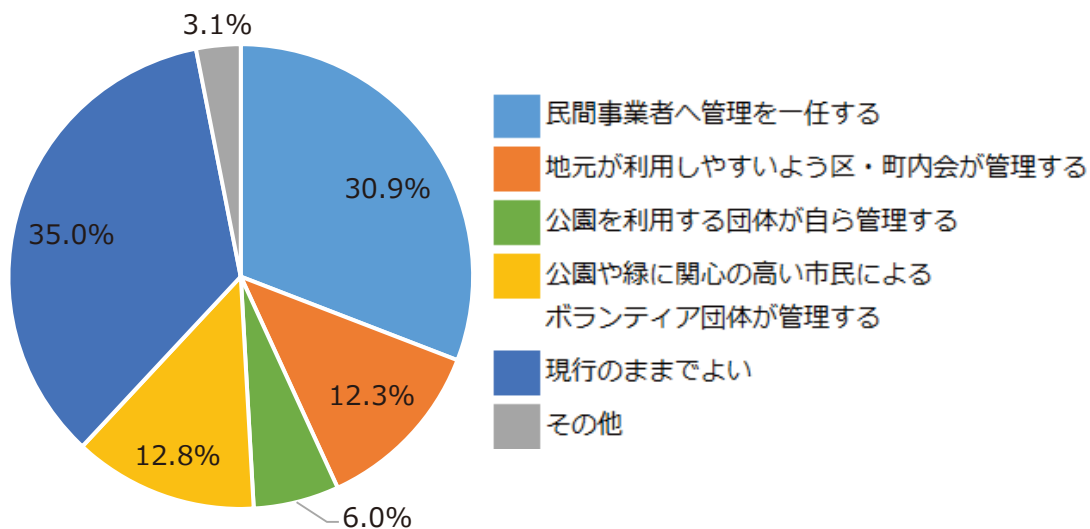


図 2-31 満足度を上げるための管理方法

⑤公園・緑地の樹木や街路樹の維持管理について

公園・緑地の樹木や街路樹について、約70%がその必要理由を「桜や紅葉等により季節を楽しむことができる」としている一方で、約61%が「落葉等の清掃」が問題と捉えています。

公園・緑地の樹木や街路樹の景観及びその維持管理については、50%以上が「満足」としています。

公園・緑地の樹木の剪定時期については、夏季・秋季とも生い茂った緑の景観や紅葉を楽しんだ後に剪定してほしいとする割合が60%以上を占めています。

一方で、街路樹の場合は、夏季は通行の支障がないよう緑が茂る前に、秋季は紅葉を楽しんだ後に剪定してほしいとする割合が約60%となっています。

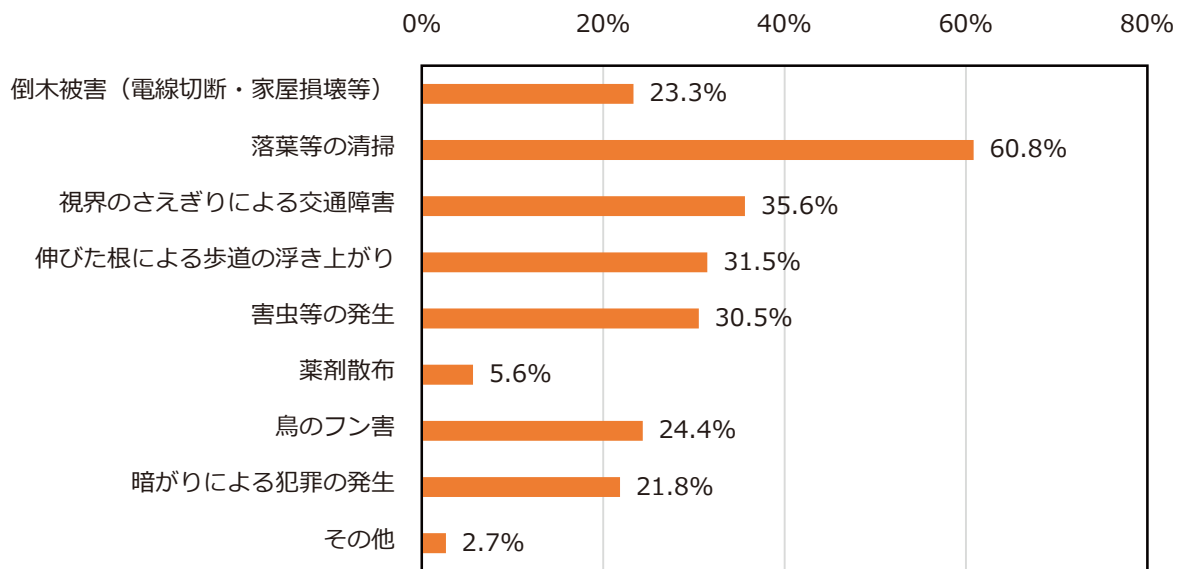


図 2-32 公園・緑地の樹木や街路樹の問題点

⑥公園・緑地の樹木や街路樹の剪定・伐採方法について

公園・緑地の樹木については、「樹形を整えた形で剪定する」が約41%と最も多く、次いで「防犯上等見通しが良くなるように、主だった枝は剪定する」が約30%となっています。

街路樹については、「車両の通行に支障とならないように、主だった枝は剪定する」が約45%と最も多く、次いで「樹形を整えた形で剪定する」が約23%となっています。

公園・緑地の樹木では、見た目が重視されるのに対し、街路樹では、視認性・安全性が重視されています。

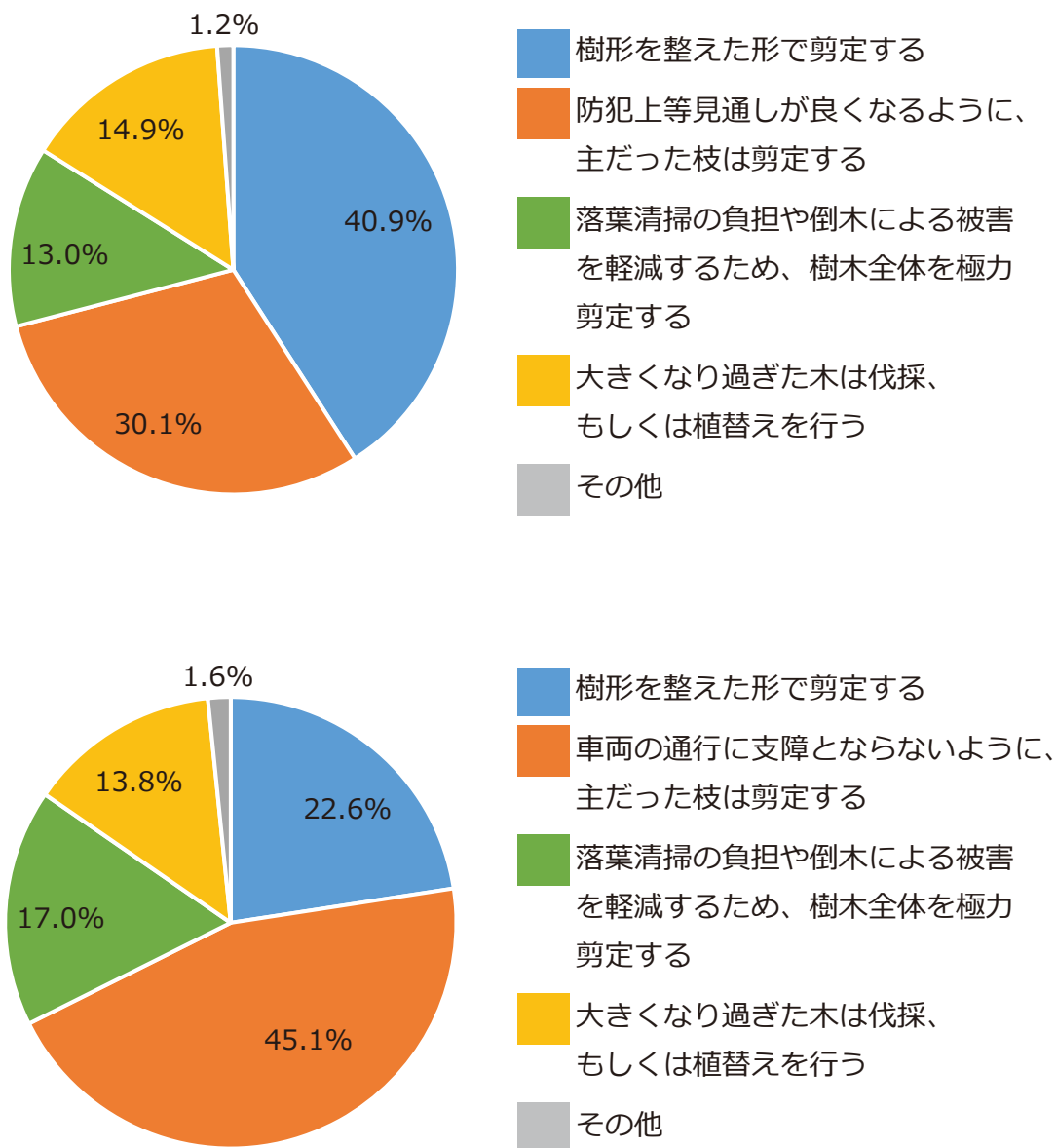


図2-33 公園・緑地の樹木（上）や街路樹（下）の剪定・伐採についての意見

⑦緑に関する取組みについて

「自宅のベランダや庭を積極的に木や花で飾る」ことで緑の取組みに参加したいと考えている割合が約46%と最も多く、次いで「公園や河川等の草取りやごみ拾いを行う」が28%となっています。

第3章 緑の分析・評価と緑のまちづくりの課題

3-1 5つの機能に対する緑の分析・評価の視点

本市の都市構造や緑の現況、関連計画、市民アンケート結果等を踏まえ、緑のまちづくりの課題を整理するため、緑の5つの機能「環境保全」、「レクリエーション」、「防災・減災」、「景観」、「経済・活力（協働）」に着目して分析・評価しました。

なお、評価は以下の区分によります。

○：強み 貴重な資源・財産として保全・活用

△：弱み 今後、整備・育成が必要

表3-1 緑を分析・評価する5つの視点

視点（緑の機能）	主な評価事項
〔環境保全〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の骨格（基盤） ・ 自然、地形・地勢、生態系 ・ 歴史・風土、伝統・文化 ・ 生活環境 ・ 農地
〔レクリエーション〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然に親しみ、触れ合う機会・空間 ・ レクリエーション空間（身近～全市～広域）
〔防災・減災〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害被害の抑制 ・ 人為災害の抑止 ・ 避難施設（避難先、避難ルート）
〔景 観〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点的景観（都市公園等の緑の拠点、市街地のスポット的な緑） ・ 線的景観（道路、緑道、河川・水辺） ・ 面的景観（丘陵地・山並み、田園風景、市街地のまとまった緑）
〔経済・活力〕 （協働）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働による緑化 ・ 公園・街路樹の維持管理に係る民間活力の活用 ・ 活動拠点としての公園の活用

3-2 5つの機能別緑の分析・評価

3-2-1 環境保全

主な評価事項	対象となる緑	分析結果	評価	現況 該当頁
都市の骨格 (基盤)	丘陵地 ・樹林地	・ 東部の丘陵地には豊富な緑が広がり、一部は東海自然歩道を骨格とする愛知高原国定公園に指定されている。	○	P.4 表 2-1 「地形」
	河川・用水路	・ 庄内川、内津川、八田川等の主要な河川や新木津用水等の用水路が、都市の緑の骨格を形成している。	○	P.5 表 2-1 「環境・自然」
	緑道・街路樹 ・桜の散歩道	・ 二子山公園、朝宮公園、落合公園、潮見坂平和公園とふれあい緑道が、緑のネットワークを形成している。 ・ 尾張広域緑道は、木曾川と庄内川を結ぶ広域的な緑のネットワークを形成している。 ・ 都市計画道路等に整備された街路樹は、公園や緑化された公共施設等をつなぐ緑のネットワークの一部となっている。 ・ 二子山公園、落合公園、潮見坂平和公園、都市緑化植物園(グリーンピア春日井)、伊多波刀神社や出川町の内津川堤防、新繁田川、地藏川の沿道、尾張広域緑道・ふれあい緑道の一部区間等は桜の名所として賑わいを創出しており、桜の散歩道として緑のネットワークの一部になっている。	○	P.5 表 2-1 「レクリエーション・観光」
自然、地形・ 地勢、生態系	自然環境	・ 市域の大部分は段丘地形であり、内津川等の河川や北東部の山地など、比較的緑に恵まれている。	○	P.4 表 2-1 「地形」
	生物の 生育環境	・ 気候は比較的温暖で、年間を通じて快晴の日が多く、動植物の生育に適する。	○	P.5 表 2-1 「環境・自然」
		・ 希少野生動植物種に指定されている動植物が生育・生息している。	○	P.22 2-2-3 (1)
歴史・風土、 伝統・文化	史跡・名勝	・ 国史跡の二子山古墳、県指定の白山神社等の古墳が所在。指定・保護により、文化財と一体となった独自の緑地景観が残されている。	○	P.5 表 2-1 「歴史・文化」
		・ 県指定文化財である内々神社の庭園では、四季折々の美しさが楽しめる。	○	P.5 表 2-1 「歴史・文化」
		・ 落合公園は、落合池の優れた景観と約1,000本の桜の名所であり、老木化が進む桜を保全していく必要がある。	△	P.5 表 2-1 「歴史・文化」
	天然記念物	・ シデコブシは、市の希少植物であるとともに、築水池周辺の自生地が市の天然記念物に指定されている。	○	P.22 2-2-3 (1)
生活環境	都市公園、 身近なオープンスペース	・ 本市の一人当たり都市公園面積 11.4 m ² は、全国平均を上回り県内でも上位の値である。	○	P.12 2-2-2 (1)
		・ 市街化区域内の縁辺部に都市公園の未整備エリアがみられる。	△	P.13 2-2-2 (2)
	街路樹、 緑道の樹木	・ 街路樹の巨木化により、信号が見つらい箇所や、根がアスファルトを押し上げ歩道が盛り上がっている箇所がみられる。	△	P.16 2-2-2 (4) P.30 2-3-5 (1)

主な評価事項	対象となる緑	分析結果	評価	現況 該当頁
生活環境	街路樹、 緑道の樹木	<ul style="list-style-type: none"> 様々な木々が立ち並び、四季折々の姿を見せるふれあい緑道等は、市街地の中で身近に緑と触れ合う貴重な空間を形成している。 	○	P.16 2-2-2 (4)
	保存樹	<ul style="list-style-type: none"> 市が指定する保存樹は、1977年をピークに減少している。 	△	P.23 2-2-3 (2)
農地	水田、畑、 果樹園	<ul style="list-style-type: none"> 水田及び果樹園は市全域で減少し、畑は市全域でほぼ同水準を保っているが、市街化区域では減少している。今後も、市街化区域内の農地の減少が見込まれる。 	△	P.8 表 2-2
	生産緑地	<ul style="list-style-type: none"> 市街化区域内の農地 278 か所 (29.2ha) が生産緑地地区に指定され保全されている (2020年3月31日現在)。 	○	P.15 2-2-2 (3)

○：強み 貴重な資源・財産として保全・活用

△：弱み 今後、整備・育成が必要

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

第
5
章

第
6
章

第
7
章

付
属
資
料

3-2-2 レクリエーション

主な評価事項	対象となる緑	分析結果	評価	現況該当頁
自然に親しみ、触れ合う機会・空間	まちなかの緑	・ 花のまちづくりコンクールでは、毎年100団体以上の応募があり、花いっぱいのもちづくりを実践している。	○	P.27 2-3-4 (2)
		・ 自宅のバルコニーや庭を積極的に木や花で飾ることで緑の取組みに参加したいと考えている市民が多く、生活の中に緑を取り入れたいニーズがある。	○	P.47 2-5-1 (2) ⑦
	身近な施設	・ 愛知用水沿いの水辺公園や八田川・生地川沿いのふれあい緑道等は、市民の憩いの場となる貴重な水辺環境となっている。	○	P.5 表2-1 「レクリエーション・観光」
	拠点施設	・ 少年自然の家と都市緑化植物園（グリーンピア春日井）からなる野外教育センターと、隣接する細野キャンプ場が、市民の自然体験活動や緑を学ぶ場となっている。	○	P.5 表2-1 「レクリエーション・観光」
レクリエーション空間（身近～全市～広域）	身近なレクリエーション空間	・ 市内の都市公園 286 か所のうち、地区の拠点となる街区公園、近隣公園、地区公園が236 か所である。	○	P.12 表2-3
		・ 市街化区域内の縁辺部に都市公園の未整備エリアがみられる。	△	P.13 2-2-2 (2)
		・ 熊野桜佐・西部第一・西部第二の3地区の土地地区画整理事業で17か所の公園を整備予定である。	○	P.4 表2-1 「都市基盤」
		・ 供用開始後40年以上経過する公園が約44%を占め、施設の長寿命化等の老朽化対策が必要である。	△	P.14 図2-11
		・ ふれあい緑道や尾張広域緑道、水辺公園や内津川緑地等がウォーキングなど、身近な市民の憩いの場となっている。	○	P.5 表2-1 「レクリエーション・観光」
		・ 二子山公園、落合公園、潮見坂平和公園、都市緑化植物園（グリーンピア春日井）、伊多波刀神社や出川町の内津川堤防、新繁田川、地藏川の沿道、尾張広域緑道・ふれあい緑道の一部区間等は桜の名所として賑わいを創出している。	○	P.5 表2-1 「レクリエーション・観光」
	全市、広域利用されるレクリエーション空間	・ 散歩・休憩等のリフレッシュや、子どもたちを遊ばせる施設が望まれている。	△	P.45 図2-30
		・ 朝宮公園や落合公園、野外教育センター等が、全市及び広域的なレクリエーション需要にこたえる拠点となっている。	○	P.5 表2-1 「レクリエーション・観光」
		・ 農業体験や収穫体験ができる新たな拠点施設として、ふれあい農業公園（あい農パーク春日井）がオープンし、テーマ性のある公園として利用されている。	○	P.5 表2-1 「レクリエーション・観光」
		・ 朝宮公園では、スポーツや健康づくりの場としての機能を充実させるための再整備を実施中である。	○	P.5 表2-1 「レクリエーション・観光」
・ 落合公園では、官民連携による新たな魅力創出を図っている。	○	P.5 表2-1 「レクリエーション・観光」		

○：強み 貴重な資源・財産として保全・活用
△：弱み 今後、整備・育成が必要

3-2-3 防災・減災

主な評価事項	対象となる緑	分析結果	評価	現況 該当頁
自然災害被害の抑制	農地、山林	・ 市街地周辺の農地は、集中豪雨時等の都市型災害を減ずる機能を有するが、市内では減少している。	△	P.8 表2-2 P.9 図2-5
		・ 東部の丘陵地では、保安林の指定により、土砂の流出を防ぐ森林の機能が保全されている。	○	P.15 図2-13
人為災害の抑止	都市公園、街路樹、河川	・ 市街地内の公園や街路樹、河川は、火災等の被害を軽減する緩衝機能を有している。	○	P.13 図2-10 P.15 図2-13
		・ 市街化区域内の縁辺部に都市公園の未整備エリアがみられる。	△	P.13 2-2-2 (2)
避難施設 (避難先、避難ルート)	都市公園、運動広場、学校等	・ 指定避難所として、市内37の小学校、グループふじとう、旧西藤山台小学校施設、中部大学、南城中学校を指定している。	○	P.5 表2-1 「防災」
		・ 広域避難場所として朝宮公園や中部大学グラウンド等8か所を、緊急避難場所として地域の公園を指定している。	○	P.5 表2-1 「防災」 P.40 表2-28
		・ 朝宮公園は、「災害時に活用できる公園」として、非常用トイレ、防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の設備を整備し、防災機能を強化する予定である。	○	P.41 2-4-3 (10)
	・ 愛知県地域防災計画で、白山運動広場と牛山運動広場が地区防災活動拠点に位置づけられている。	○	P.5 表2-1 「防災」	
	緑道	・ ふれあい緑道の朝宮公園から落合公園までの区間3.57kmを避難路に指定している。	○	P.39 2-4-3 (8)

○：強み 貴重な資源・財産として保全・活用

△：弱み 今後、整備・育成が必要

3-2-4 景観

主な評価事項		対象となる緑	分析結果	評価	現況 該当頁
点的 景観	都市公園 等の緑の 拠点	都市公園	・ 落合公園は、日本の都市公園100選にも選定された桜の名所である。	○	P.5 表2-1 「歴史・文化」
			・ 公園・緑地の樹木について、季節を感じられる維持管理が求められている。	△	P.46 2-5-1 (2) ⑤
		池	・ 落合公園（落合池）等において、公園と一体となった池の整備により魅力ある親水空間を作り出している。	○	P.5 表2-1 「歴史・文化」
	市街地の スポット 的な緑	公共施設	・ 緑の募金の活用により、地域の緑の拠点となる学校・公園・街路樹など、公共施設の緑化が進められている。	○	P.28 2-3-4 (3)
			・ 花のまちづくりコンクールなど、市民による緑化活動が行われている。	○	P.27 2-3-4 (2)
民間施設		・ 市と事業者による緑化協定により、民間施設における緑化を推進している。	○	P.25 2-3-1 (2)	
史跡及び その周辺 の緑		・ 国指定の二子山古墳を始めとする古墳は、地域の貴重な歴史的・文化的シンボルとして大切に保存され、その緑が生い茂った姿は文化財と一体となった独自の緑地景観を創出し、都市部の貴重な緑の資源にもなっている。	○	P.5 表2-1 「歴史・文化」	
	市街地の 農地	・ 市街化により、水田、畑、果樹園、その他農地が減少している。	△	P.8 表2-2	
線的 景観	道路	街路樹	・ 剪定基準が定められていない中で、市民から四季を感じられるよう剪定時期に配慮することが求められている。	△	P.30 2-3-5 (1) P.46 2-5-1 (2) ⑤
	緑道	緑道	・ 主要な公園をネットワークするふれあい緑道をはじめとする緑道が、緑あふれる軸の景観を形成している。	○	P.5 表2-1 「レクリエーション・観光」
	河川 ・ 水辺	河川	・ 庄内川、内津川、八田川等の河川が良好な水辺の景観を形成している。	○	P.5 表2-1 「環境・自然」
面的 景観	丘陵地 ・ 山並み	丘陵地 ・ 山並み	・ 弥勒山、道樹山をはじめとする東部の丘陵地が連続性のある緑のスカイラインを形成している。	○	P.4 表2-1 「地形」
			・ 近隣都市の山並みが市街地の背景となり良好な景観を形成している。	○	P.4 表2-1 「地形」
	田園風景	田園風景	・ 市街地周辺の農地が緑豊かな景観を形成している。	○	P.10 図2-6
	市街地の まとまった 緑	特別緑地 保全地区	・ 高蔵林特別緑地保全地区（約9.0ha）は、都市における良好な自然的環境と景観を有する緑地として保全されている。	○	P.26 2-3-2 (1)

○：強み 貴重な資源・財産として保全・活用

△：弱み 今後、整備・育成が必要

3-2-5 経済・活力（協働）

主な評価事項	対象となる緑	分析結果	評価	現況該当頁
市民協働による緑化	公共施設 ・民間施設	・花のまちづくりコンクールなど、市民による緑化活動が行われている。	○	P.27 2-3-4 (2)
		・「タウン石尾台」において緑地協定が締結され、緑地の保全や緑化が進められている。	○	P.25 2-3-1 (1)
		・条例に基づき、市と事業者で緑化協定を締結し、良好な都市環境の形成を図っている。	○	P.25 2-3-1 (2)
公園・街路樹の維持管理に係る民間活力の活用	公共施設	・2020年4月現在、指定管理者制度により維持管理・運営しているのは、ふれあい農業公園(あい農パーク春日井)1施設である。	○	P.27 2-3-3
	公園・街路樹	・「アダプト・プログラム」により、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、市民との協働による公園の維持管理を推進している。	○	P.29 2-3-4 (4)
		・身近な公園は、地元町内会等へ維持管理を委託しているが、高齢化が進んでいる。	△	P.30 2-3-5 (2)
		・地元町内会等に委託している公園の維持管理状態に差がみられる。	△	P.30 2-3-5 (2)
		・公園・緑地の樹木や街路樹は、特に落葉等の清掃が問題に挙げられている。	△	P.46 2-5-1 (2) ⑤
活動拠点としての公園の活用	公園・緑地	・落合公園では、官民連携による新たな魅力創出を図っている。	○	P.5 表2-1 「レクリエーション・観光」

○：強み 貴重な資源・財産として保全・活用

△：弱み 今後、整備・育成が必要

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

付属資料

3-3 緑のまちづくりの課題

緑の分析・評価結果より、本市がこれまでに取り組んできた緑の保全や公園・緑地の整備による豊かな緑のストックを保全・活用するとともに、今後はさらに緑の質の向上を図ることで、市民の生活をより豊かなものとし、住みよいまちとして発展することが求められます。

緑のまちづくりを推進するために取り組むべき課題について、「保全」、「創出」、「再生」、「協働」の4つのキーワードで整理しました。

保全 まもる

本市東部の丘陵地に広がる樹林地や、庄内川をはじめとした河川・ため池等の豊かな自然環境と貴重な生態系、さらには、歴史的な史跡や保存樹等の良好な緑環境は、次代に継承すべきものであり、その保全と活用が求められます。

■春日井市の緑の特徴

- ・市東部の丘陵地には豊かな緑が広がり、生物多様性を育む基盤となっている
- ・市内の緑の総量は概ね維持されているが、水田をはじめとした農地が減少している
- ・本市の一人当たり都市公園面積は全国平均を上回り、県内でも上位の値である
- ・拠点となる都市公園と緑道、河川が、緑のネットワークを形成している
- ・市の歴史と文化が緑の景観・環境とともに根付いている
- ・市の花である桜の名所が市内に多数あり、季節を彩っている



■だから取り組むこと

- ・市東部の丘陵地における豊かな緑の景観と環境を保全する
- ・洪水防止、地球温暖化防止、ヒートアイランド現象の緩和等の多面的な機能を有する農地を保全する
- ・緑のネットワークを形成する公園や緑道を適正に管理するとともに、河川等水辺の環境を保全する
- ・希少生物の生育環境を保全する
- ・市の歴史・文化と一体となった緑の景観・環境を次代に継承する
- ・市の花である桜を保全する

創出 つくる

公園では、散歩・休憩等のリフレッシュや、子どもたちを遊ばせるという利用目的が多いことから、市民に親しまれる身近な公園の整備が重要となります。また、ベランダや庭を木や花で飾るなど、市民の緑づくりを支援する施策の拡充が求められます。

■春日井市の緑の特徴

- ・市街化区域の縁辺部に都市公園の未整備エリアがみられる
- ・散歩・休憩等のリフレッシュや、子どもたちを遊ばせる施設が望まれている
- ・拠点となる都市公園と緑道、河川が緑のネットワークを形成している
- ・ベランダや庭を木や花で飾ることで緑づくりに参加したいという市民のニーズが高い



■だから取り組むこと

- ・土地区画整理事業による身近な公園整備を推進する
- ・市民に親しまれる施設を整備し、緑化を推進する
- ・公園や緑道、水辺等の既存ストックを活かし、より豊かな緑のネットワーク形成を推進する
- ・住宅地や企業など、民間施設の緑化を推進する

再生 かえる・たかめる

供用後数十年が経過する公園施設の老朽化対策や、街路樹等の巨木化への対応が必要となっています。

また、景観に配慮した街路樹等の維持管理や、多様な市民のニーズを踏まえた特色ある公園づくりなど、緑の質の向上が求められます。

■春日井市の緑の特徴

- ・供用後長期間を経過した公園では、施設の老朽化が進んでいる
- ・公園・緑地が、レクリエーションや防災・減災など、市民生活における多様な役割を担っている
- ・街路樹が巨木化し、交通安全上の課題が顕在化している
- ・公園・緑地の樹木や街路樹について、季節を感じられる維持管理・整備が求められている



■だから取り組むこと

- ・市民のニーズに応える魅力ある公園・緑地への再整備
- ・公園施設の老朽化対策による安全性の向上
- ・公園・緑地の防災機能の強化
- ・街路樹と公園樹木の安全性と魅力向上

協働 つなぐ

市民による緑化活動や公園の清掃・美化活動、地元町内会等による公園の維持管理など、身近な公園・緑地が市民活動の場となっています。

しかし、緑のまちづくりへの参加者の高齢化など、担い手不足が課題となっており、幅広い市民の参加が求められます。

■春日井市の緑の特徴

- 身近な公園・緑地が緑化や清掃・美化活動等の市民活動の場となっている
- 地元町内会等に委託している公園の維持管理状態に差が見られる
- 維持管理を受け持つ地元町内会等の高齢化が進み、担い手の育成が求められている
- 野外教育センター等が、市民の自然体験活動や緑を学ぶ場となっている
- 多様な主体による様々な緑のまちづくりに関する取組みが行われている



■だから取り組むこと

- 公園づくりワークショップなど、身近な公園・緑地に愛着を持ち、地域で使う仕組みづくり
- 維持管理の在り方に関する協働のルールづくり
- 緑化活動にかかわる担い手の育成と市民参画の促進
- 緑を守り育む意識を醸成する機会の拡充
- 緑のまちづくりへの関心を高める情報発信

